

子育て 子育て
輝く 未来へ

富士見市次世代育成支援行動計画
(後期行動計画案)



富士見市
平成21年12月

『子育て 子育て 輝く 未来へ』

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の期間.....	4
3 計画策定の体制.....	5

第2章 子どもをめぐる現況と課題

第1節 地域の概要.....	9
第2節 子ども・子育てをめぐる現況.....	15
第3節 アンケート調査結果からみた課題と今後の方向性.....	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本方針.....	39
2 計画の基本目標と施策の体系.....	41

第4章 子育て 子育て 輝く 未来へ ~後期行動計画~

【 体系図 】.....	47
第1節 子ども自身の“ 育ち ”を支えるまちづくり.....	52
（1）子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える環境づくり.....	52
（2）子どもの視点に立ち、子ども自身の子育てを支えるための支援.....	56
第2節 子育て家庭が支え合うまちづくり.....	60
（1）子どもを産み育てる家庭のための支援.....	60
（2）就労と子育ての支援.....	68
（3）支援を必要とする家庭のための支援.....	71
第3節 子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり.....	76
（1）次代に向けた新しい子育ての意識づくり.....	76
（2）子どもと大人のパートナーシップ型学校・学習環境づくり.....	79
（3）子どもの育成のための地域づくり.....	82
（4）次世代の子どもたちのための環境づくり.....	87

第5章 計画の目標

1 計画の目標.....	95
（1）全体指標.....	95
（2）基本目標別指標.....	95

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けて（計画推進の体制）.....	101
2 計画の評価.....	102

第7章 付 属 資 料

1 用語説明.....	105
-------------	-----

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

少子化や核家族化の進展、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法により、すべての市町村に次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）の策定が義務づけられました。

これを受け、富士見市では、子どもの権利保障を第一に位置づけ、子育て家庭が子育てに喜びを感じられるように、子育て支援に関する活動を積極的に推進するための指針として、平成 17 年 3 月に富士見市次世代育成支援行動計画『子育て 子育て 輝く 未来へ』（計画期間：平成 17～26 年度）を子育て支援関係者等との市民参加・協働により策定し、計画にある各種子育て支援施策を市の重点事業と位置づけて、厳しい財政状況の中、計画的に実施するとともに、毎年度、その実績や成果等を公表してきたところです。

平成 21 年度は前期行動計画期間（平成 17～21 年度）の最終年度に当たり、国の行動計画策定指針に基づくほか、子育てを取り巻く社会環境や子育てニーズの変化、前期行動計画の達成状況等をふまえ、市民参加・協働のもと、「子育てするなら富士見市で」と言われるようなより良い子育て支援環境をめざして、「後期行動計画」（平成 22～26 年度）を策定するものです。

『富士見市次世代育成支援行動計画』とは：

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として策定したものであり、本市における子育てに関わる各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけられるものです。

また、『富士見市総合計画』をはじめとして、福祉施策、教育施策、女性施策やまちづくり施策など、子育て支援に関わるすべての関連計画・施策との整合と調和を図りながら、次代を担う子どもたちが本市において健やかに生まれ育てられる育成環境を整備するための総合的な指針を示しています。

2 計画の期間

富士見市次世代育成支援行動計画『子育て 子育て 輝く 未来へ』の計画期間は、前述のとおり平成 17～26 年度で、そのうち前期計画期間は平成 17～21 年度となっています。今回策定する「後期行動計画」の計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間となります。

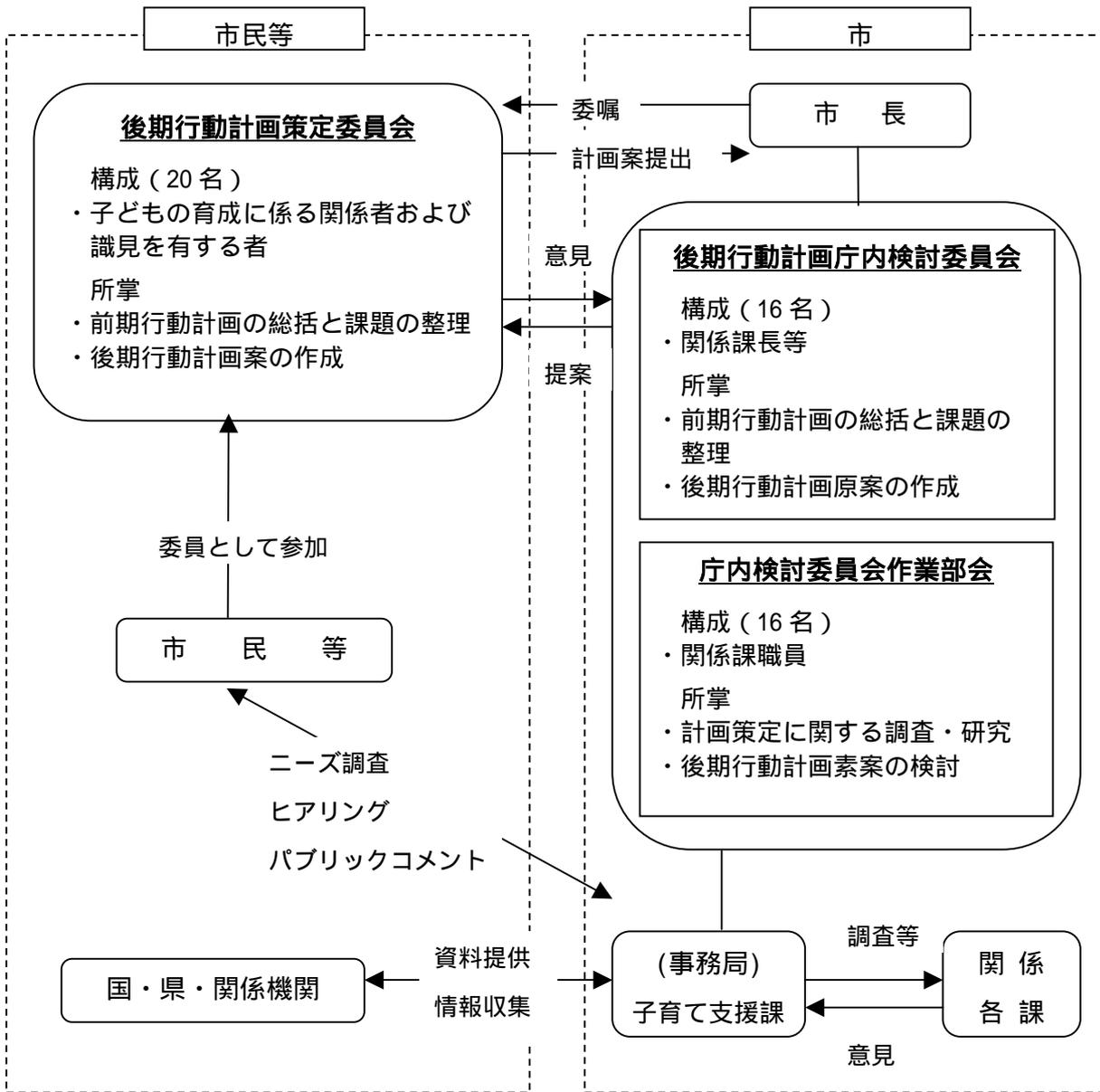
H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
次世代育成支援行動計画（前期計画）									
			↔ 見直し作業 ↔		次世代育成支援後期行動計画				

子ども、子育て支援をめぐる動向

課 題	国の対策	富士見市の対策	
「少子化の進行」 平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「エンゼルプラン」(平成 6 年 12 月) ・「緊急保育対策等 5 か年事業」(平成 6 年 12 月) 		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化対策推進基本方針」(平成 11 年 12 月) ・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成 11 年 12 月) 	
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」(平成 12 年 5 月) 	
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づく「待機児童ゼロ作戦」(平成 13 年 7 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士見市エンゼルプラン」(平成 13 年 3 月)
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化対策プラスワン」(平成 14 年 9 月) ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成 15 年 3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援課」新設(平成 14 年 4 月)
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年 7 月) ・「児童福祉法」(一部改正)(平成 15 年 7 月) ・「少子化社会対策基本法」(平成 15 年 7 月) 	
晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」	16		
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て応援プラン」(平成 16 年 12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士見市次世代育成支援行動計画」(平成 17 年 3 月)
	18		
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「行動指針」(平成 19 年 12 月) ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成 19 年 12 月) 	
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・「新待機児童ゼロ作戦」(平成 20 年 2 月) ・「児童福祉法」(一部改正)(平成 20 年 12 月) 	
	21		
	22		
		<ul style="list-style-type: none"> ・「富士見市次世代育成支援後期行動計画」(平成 22 年 3 月) 	

3 計画策定の体制

本計画は、次の図に示すと通りの体制によって策定されたものです。



「後期行動計画策定委員会」

子育て関係機関・団体の代表、学識経験者、教育関係者、一般企業代表者、公募市民等 20名の委員で構成される組織で、市長から委嘱を受け、前期計画の総括や課題の整理、計画素案・原案の審議・検討等を行い、本計画の案を作成しました。

庁内検討委員会

市役所内関係各課の課長等 16 名の委員で構成される組織で、前期計画を総括して課題の整理を行い、作業部会で作成された素案を基に本計画の原案を作成するなどしました。

庁内検討委員会作業部会

市役所内関係各課の職員 16 名から成る組織で、計画策定に関する調査、研究などを行い、本計画の素案の作成等を実施しました。

第

2

章

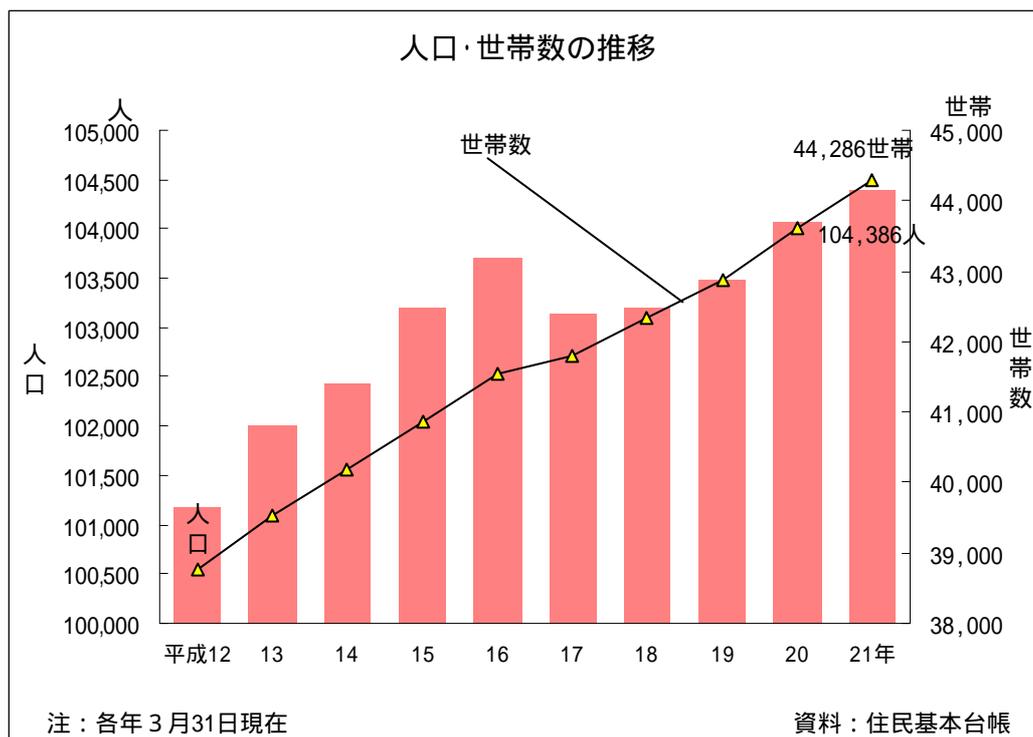
子どもをめぐる
現況と課題

第1節 地域の概要

(1) 人口、世帯の推移

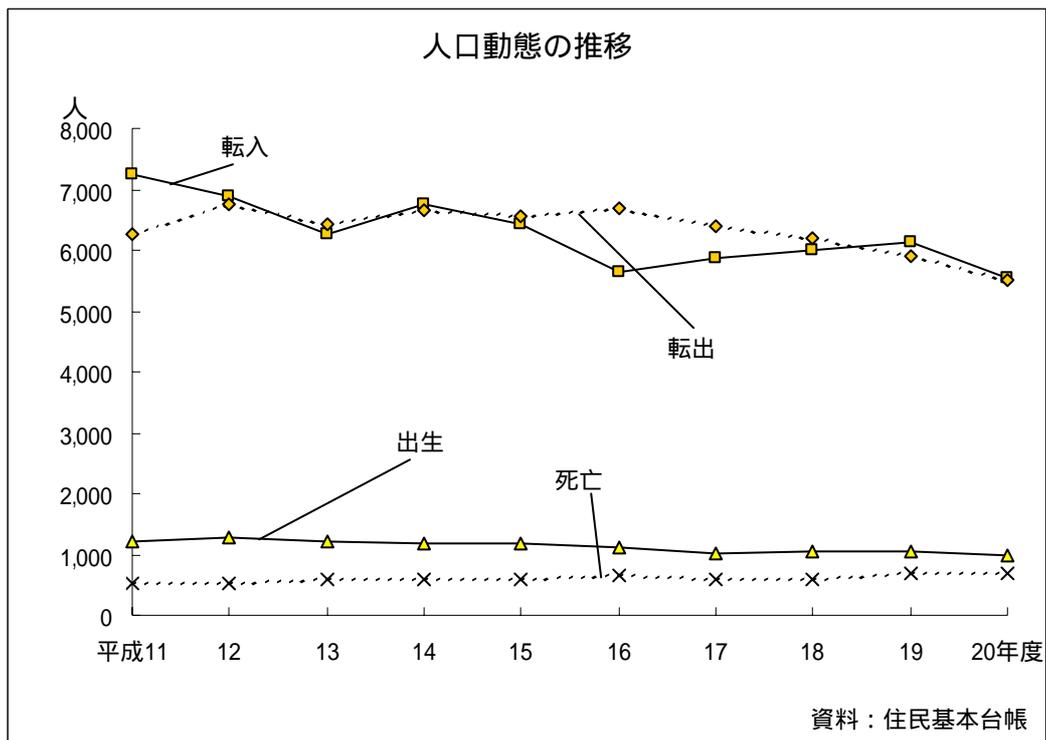
本市の人口（各年3月31日現在の人口）は、最近10年間では、平成16～17年にいったん減少をみせたもののその後は再び年々増加する傾向が続いており、同21（2009）年3月31日現在で104,386人となっています。

平成21年の人口を同12（2000）年の人口（101,171人）と比べると、約3.2%の増加となっています。



世帯数についても近年、年々増加が続いており、平成12年の38,777世帯から、同21年には44,286世帯へと増加しています（増加率約14.2%）。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きく、1世帯当たりの平均人員数は平成12年の2.6人から同21年の2.4人へと減少しています。



転入・転出については、近年はほぼ数が拮抗しています。また出生・死亡については、近年は一貫して出生数が死亡数を上回る傾向が続いています。

世帯構成では、「その他の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯等の割合が以前に比べて小さくなってきており、県平均を下回っています。「核家族世帯」についても割合は小さくなっており、「非親族および単独世帯（ひとり暮らし）」の比率は反対に大きくなってきています（国勢調査結果〔各年10月1日現在〕より）。

一般世帯の構成

単位：%

区 分	富士見市		埼玉県
	平成12年	平成17年	平成17年
核家族世帯	65.8	62.9	64.4
夫婦のみ	19.3	19.8	19.5
夫婦と子ども	38.6	34.8	36.6
ひとり親と子ども	7.8	8.3	8.3
その他の親族世帯	7.8	7.2	9.9
非親族および単独世帯	26.4	29.9	25.7
合 計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

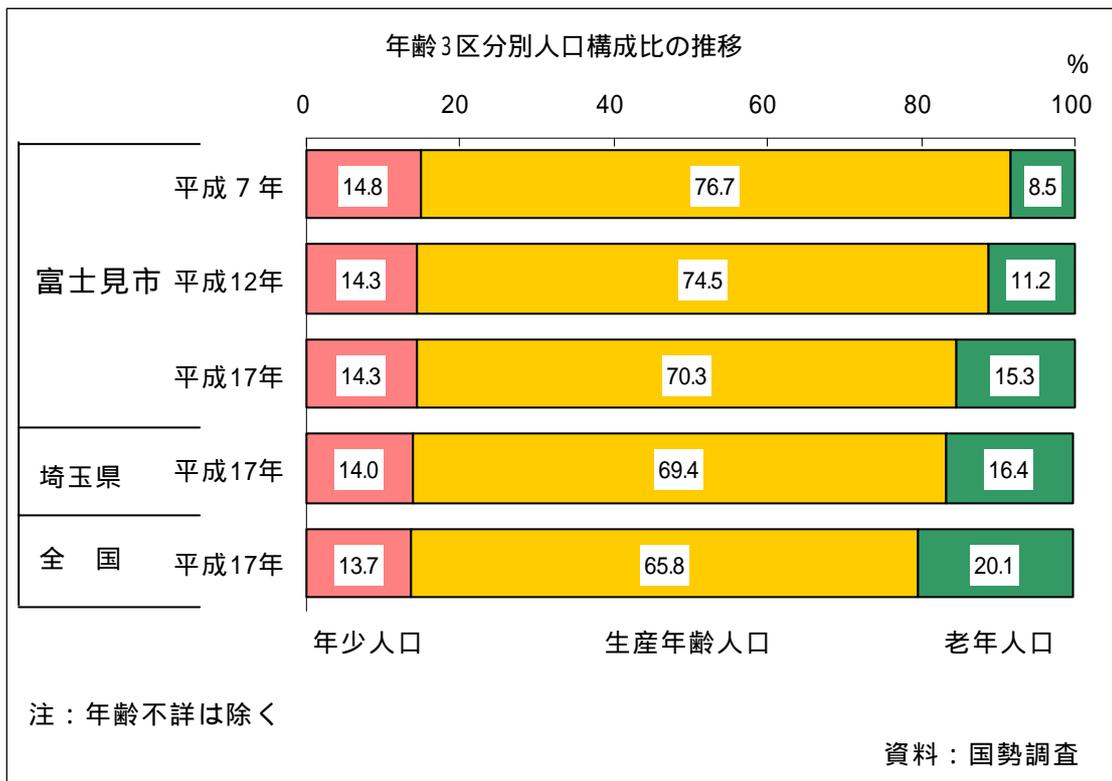
資料：国勢調査

また、ひとり親家庭の実数は、平成12年国勢調査結果では父子家庭506、母子家庭2,582、同17年国勢調査結果では父子家庭616、母子家庭2,853となっており、近年、母子家庭・父子家庭ともに増加してきていることがうかがえます。

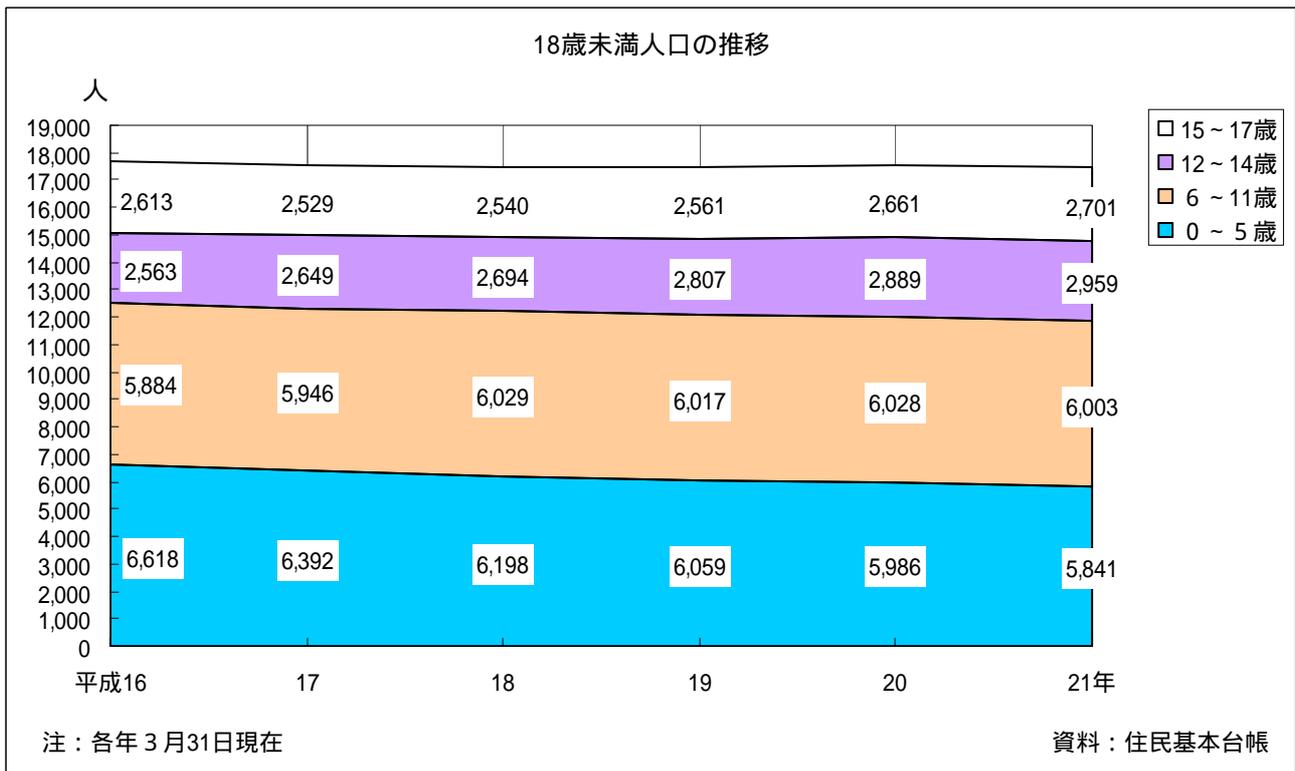
(2) 年齢構成

本市においては、平成 17 年には年齢 3 区分別人口が年少人口（0～14 歳）14.3%・生産年齢人口（15～64 歳）70.3%・老年人口（65 歳以上）15.3%の構成となっており、老年人口の割合が増加し高齢化の進行がみられるものの、同 12 年時と比べると年少人口の比率は横ばいとなっています。

国・県と比較してみると、平成 17 年の年少人口 14.3%は県平均を 0.3 ポイント、全国平均を 0.6 ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。老年人口（15.3%）では反対に、県平均を 1.1 ポイント、全国平均を 4.8 ポイントも下回っており、本市の大きな特徴となっています。



18 歳未満人口の過去 6 年間の推移をみると、「12～14 歳」と「15～17 歳」で増加しており、他方、「0～5 歳」で減少傾向が続いています。



(3) 外国人登録者

平成13年から同20年にかけて、外国人登録者は約1.3倍に増加しており、国際化がいつそう進んできています。

国籍別外国人登録者数の推移

単位：人

年	国籍	朝鮮 韓国	中国	ブラジル	フィリピン	米国	その他	総数
平成13		275	318	178	172	22	273	1,238
14		279	358	190	198	19	278	1,322
15		268	442	171	210	20	292	1,403
16		269	451	135	237	20	270	1,382
17		276	467	110	300	23	248	1,424
18		284	470	102	303	30	231	1,420
19		283	503	113	307	40	259	1,505
20		299	565	101	302	27	249	1,543

各年10月1日現在

資料：富士見市市民課

(4) 結婚関連

結婚等の状況をみると、男性では15歳から34歳まで、女性では15歳から29歳までの層で「未婚」の割合が「有配偶」の割合よりも大きく、それ以上の年代層では逆に「有配偶」の割合が大きくなっています。また、男性の20歳から29歳までと35歳から39歳まで、および女性の25歳から29歳までの層を除いて、男女15歳から59歳までの多くの年代層で「未婚」の人の割合が県平均のそれを上回っており、本市の特徴となっています。

年齢別配偶関係(平成17年10月1日現在)

構成比

[富士見市]

単位：%

年齢	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
総数	100.0	33.2	59.5	2.3	2.8	100.0	25.0	59.7	9.4	4.6
15-19	100.0	99.9	0.1	0.0	0.0	100.0	99.4	0.5	0.0	0.0
20-24	100.0	93.8	6.1	0.0	0.1	100.0	89.6	9.8	0.1	0.5
25-29	100.0	73.0	26.3	0.0	0.7	100.0	59.4	39.0	0.0	1.4
30-34	100.0	49.7	48.8	0.0	1.5	100.0	32.9	63.7	0.1	3.1
35-39	100.0	30.2	61.8	0.1	2.7	100.0	18.7	72.5	0.3	6.1
40-44	100.0	22.7	69.1	0.3	3.8	100.0	12.9	78.0	0.8	6.2
45-49	100.0	18.0	73.2	0.4	4.6	100.0	7.2	82.0	1.3	7.9
50-54	100.0	14.9	75.4	1.3	4.7	100.0	4.8	82.7	3.2	7.1
55-59	100.0	10.2	79.6	2.0	5.0	100.0	4.2	81.3	5.7	7.5
60-64	100.0	5.4	84.0	3.4	4.4	100.0	2.5	77.6	11.8	6.5
65-69	100.0	2.4	87.2	5.3	3.6	100.0	2.4	72.3	19.4	4.8
70-74	100.0	2.1	84.7	9.1	2.1	100.0	3.0	59.7	31.6	4.0
75-79	100.0	1.6	80.9	13.3	1.8	100.0	4.3	45.1	44.6	4.0
80-84	100.0	1.3	74.4	20.3	1.3	100.0	3.4	24.2	64.7	4.0
85-89	100.0	1.8	67.4	24.4	0.9	100.0	1.8	10.2	82.8	2.6
90歳以上	100.0	2.9	32.7	59.6	0.0	100.0	2.1	4.9	89.7	0.9

注：網がけは県平均より大きいもの

[埼玉県]

単位：%

年齢	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
総数	100.0	33.1	59.6	2.5	2.8	100.0	23.9	60.3	10.5	4.4
15-19	100.0	99.7	0.3	0.0	0.0	100.0	99.2	0.8	0.0	0.0
20-24	100.0	94.4	5.4	0.0	0.3	100.0	89.4	9.8	0.0	0.7
25-29	100.0	73.9	25.2	0.0	0.9	100.0	59.6	38.2	0.1	2.0
30-34	100.0	49.5	48.5	0.0	1.8	100.0	31.7	63.9	0.2	4.1
35-39	100.0	31.2	61.8	0.1	3.0	100.0	17.4	75.0	0.4	5.8
40-44	100.0	22.4	70.4	0.2	3.8	100.0	10.6	81.0	0.9	6.4
45-49	100.0	17.2	75.4	0.5	4.2	100.0	6.8	84.4	1.7	6.2
50-54	100.0	14.1	77.6	1.1	4.3	100.0	4.8	84.6	3.3	6.4
55-59	100.0	9.8	80.9	1.9	4.6	100.0	3.8	82.8	5.9	6.5
60-64	100.0	5.5	84.5	3.2	4.3	100.0	2.9	79.4	11.1	5.7
65-69	100.0	3.1	86.1	5.0	3.5	100.0	2.8	72.4	19.0	4.7
70-74	100.0	2.0	84.8	8.1	2.5	100.0	3.1	61.0	30.6	3.9
75-79	100.0	1.3	80.5	13.5	1.7	100.0	3.4	45.8	45.6	3.4
80-84	100.0	0.9	73.2	21.1	1.2	100.0	2.7	27.0	64.9	3.1
85-89	100.0	0.7	62.1	32.3	1.0	100.0	2.0	12.4	80.5	2.3
90歳以上	100.0	0.9	43.9	50.2	0.8	100.0	1.4	4.6	88.9	1.8

資料：国勢調査

婚姻に関する戸籍届出の件数は、平成 15 年度と同 18 年度に若干増加しましたが、全体的には減少傾向にあります。他方、離婚に関する戸籍届出の件数は微増・微減を繰り返している状況になっています。

婚姻・離婚件数の推移

単位：件

	婚姻	離婚
平成 13 年度	1,318	338
14 年度	1,216	327
15 年度	1,244	337
16 年度	1,180	329
17 年度	1,156	307
18 年度	1,167	327
19 年度	1,109	318
20 年度	1,045	320

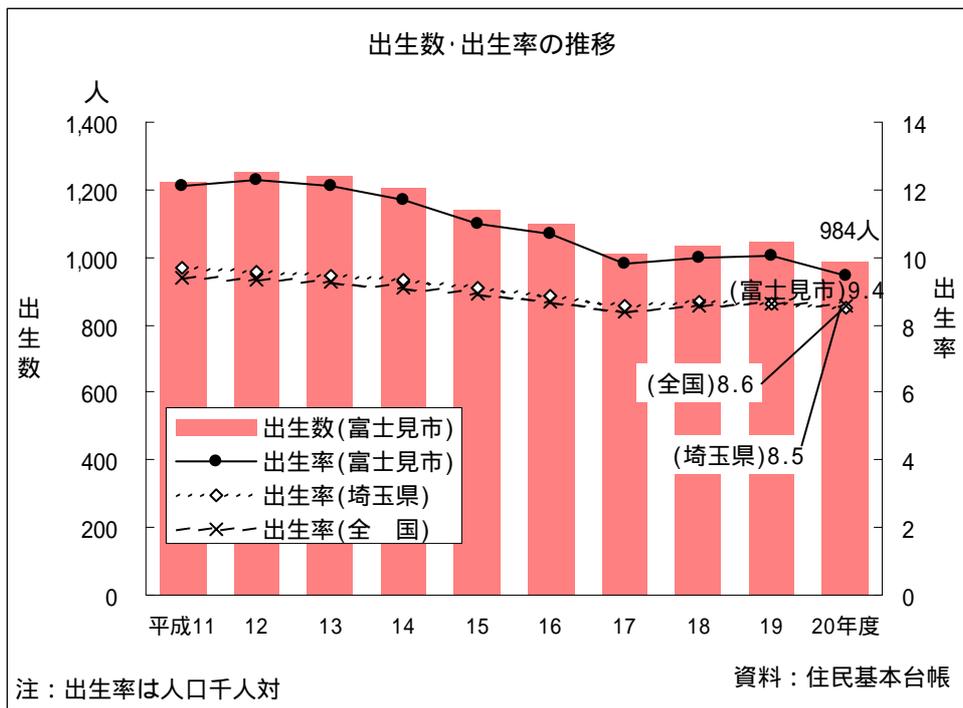
資料：富士見市市民課

第2節 子ども・子育てをめぐる現況

(1) 出生数・出生率の推移

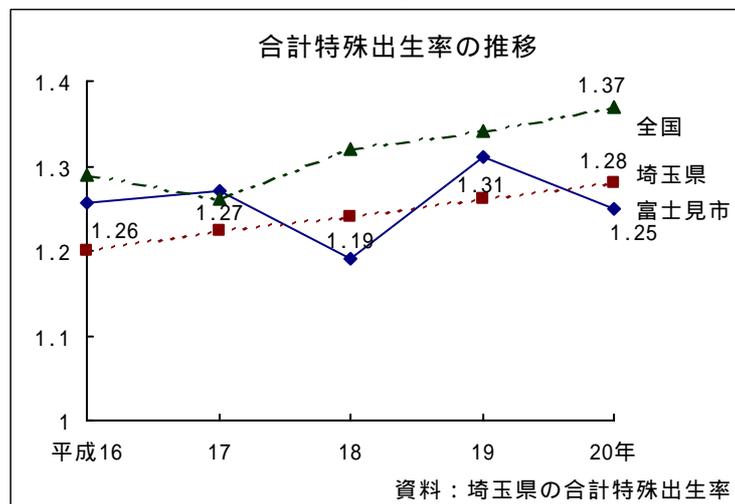
本市の出生数は平成12年度にピークを迎え(1,254人)、その後は減少傾向が続いていましたが、同17年度を底に再び微増しています。ただし、20年度の出生数は微減して、984人となっています。

また、出生率(人口千人対)では、減少傾向が続いていましたが、近年はその傾向に歯止めがかかっています。また、例年全国平均・県平均を上回っており、平成20年度の本市の出生率は9.4となっています。



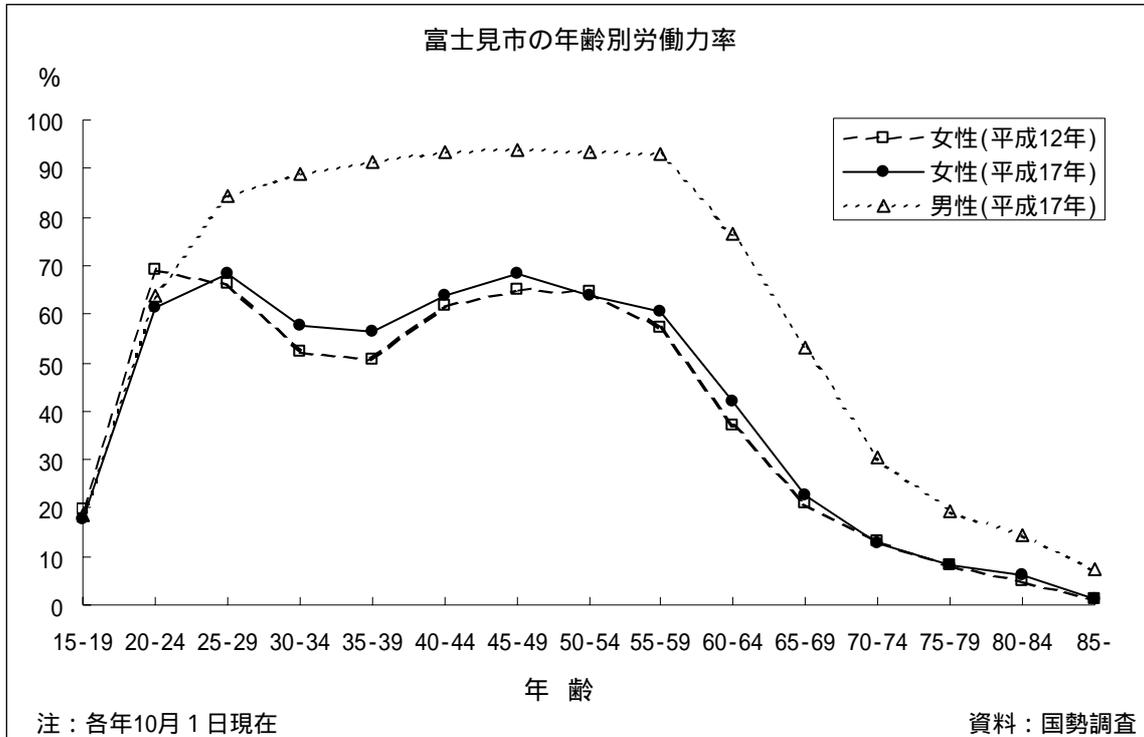
(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国平均と県平均の間の値で推移した後、平成18年に一旦下降し、同19年には急上昇して、20年には再び1.25まで下降しました。20年の数値は全国平均1.37、県平均1.28を下回っています。



(3) 親の就労のようす

働く市民の割合についてしてみると、男性では25-29歳の層で急に上がり、なだらかな曲線を描いた後、60-64歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合を過去のデータと比べてみると、平成17年国勢調査結果では、20-24歳で同12年時を下回っているものの、50-54歳などを除き12年時と比べおおむね上昇傾向がみられます。

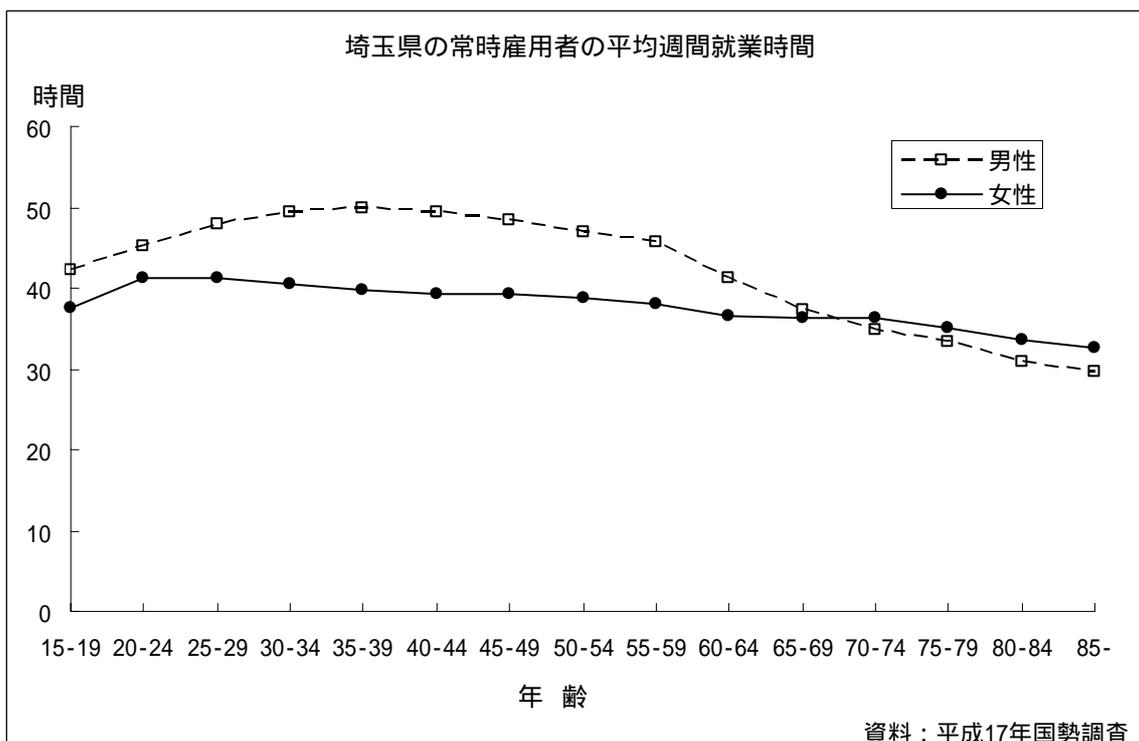


また、本市でも、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。ただ、“M字”の落ち込み具合は、以前と比べると小さなものとなっています。

就業時間については、男性では20歳から64歳まで一貫して週間の就業時間が40時間を超え、特に25歳から49歳までの年齢層では50時間近くに達しています。

また、女性では20歳から34歳までの層で就業時間が40時間を超えており、他の年齢層に比べて長くなっています。

いずれの性別でも、結婚して家庭を持ち、子育てをしていくとされる時期と、就業時間が長い時期が重なっており、特に男性(父親)でその傾向が顕著であることがわかります。



(4) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査は、近年9割以上の受診率を保持していますが、子どもの年齢が高くなるにつれて受診率が低くなる傾向があります。

4か月児健康診査受診状況

項目 \ 年度		平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象者数 (人)		1,118	1,061	999	1,060	1,004
受診者数 (人)		1,038	984	903	1,036	982
受診率 (%)		92.8	92.7	90.4	97.8	97.8
判定	異常なし(件数)	811	756	697	744	731
	(%)	78.1	76.8	77.2	71.8	74.4
	経過観察(件数)	227	228	206	292	251
	(%)	21.9	23.2	22.8	28.2	25.6

12 か月児健康診査受診状況

項目		年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象者数 (人)			1,137	1,069	921	1,030	1,031
受診者数 (人)			1,068	974	843	940	971
受診率 (%)			93.9	91.1	91.5	91.3	94.2
判定	異常なし(件数)		898	805	769	794	708
	(%)		84.1	82.6	91.2	84.5	72.9
	経過観察(件数)		170	169	74	146	263
	(%)		15.9	17.4	8.8	15.5	27.1

1 歳 6 か月児健康診査受診状況

項目			平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象者数 (人)			1,120	1,088	848	981	1,035
受診者数 (人)			1,035	998	781	896	959
受診率 (%)			92.4	91.7	92.1	91.3	92.7
判定	異常なし(件数)		803	719	644	705	730
	(%)		77.6	72.0	82.5	78.7	76.1
	経過観察(件数)		232	279	137	191	229
	(%)		22.4	28.0	17.5	21.3	23.9

3 歳児健康診査受診状況

項目			平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象者数 (人)			1,062	1,090	1,006	783	976
受診者数 (人)			943	1,007	927	716	878
受診率 (%)			88.8	92.4	92.1	91.4	90.0
判定	異常なし(件数)		645	637	558	398	521
	(%)		68.4	63.3	60.2	55.6	59.3
	経過観察(件数)		298	370	369	318	357
	(%)		31.6	36.7	39.8	44.4	40.7

(5) 児童虐待の状況

児童虐待の通報件数は、年度によりばらつきがあるものの、横ばいとなっています。

児童虐待通報件数

単位：件

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
埼玉県	2,384	2,457	2,676	2,945	2,657
川越児童相談所管内	310	279	324	301	360
富士見市	21	44	25	41	36

被虐待児の年齢・通報種別（資料：平成 20 年度）

単位：人

	虐待件数	身体的	ネグレクト	性的	心理的
就学前	25	12	13	0	0
小学生	9	3	3	0	3
中学生	5	3	1	1	0
高校生他	1	0	0	1	0
合計	40	18	17	2	3

注：複数回答含む

対応・結果

単位：件

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一時保護（施設入所）	1(1)	4	1	2(1)	2(1)
経過観察	8	17	10	18	15
終了（転出など）	12	23	14	21	19

注：（ ）内は、一時保護の後で施設入所、里親委託された児童の数

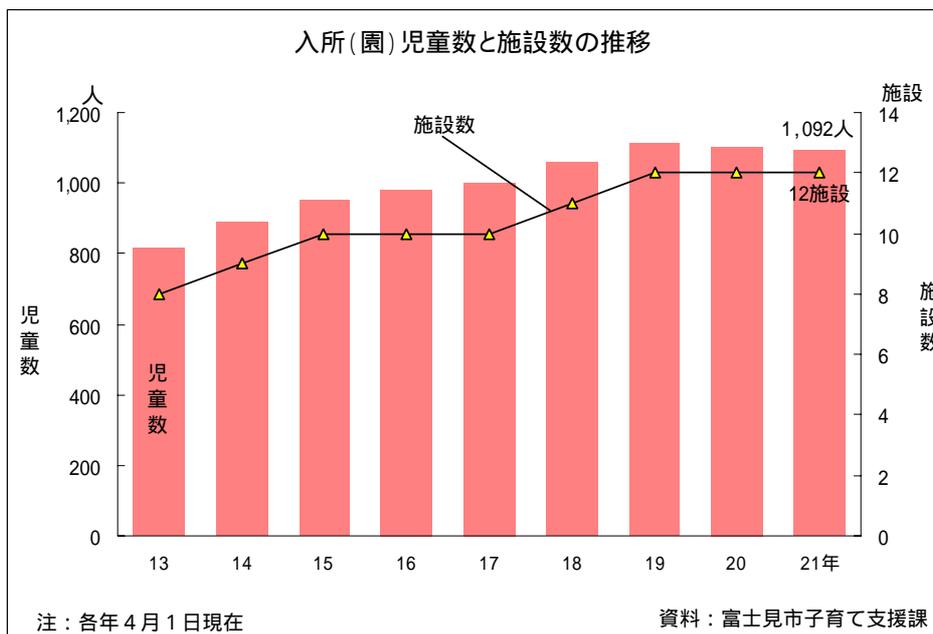
(6) 保育所(保育園)の状況

平成21年4月1日現在の定員および入所(園)児童数は、以下のとおりです。

近年の利用者数と施設数の推移をみると、入所(園)児童数は平成19年まで増加が続き、同20年から微減傾向に転じています。また、施設数は、ほぼ横ばいの状況になっています。

保育所(園)の状況

	保育所(園)名	定員	入所(園)児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	第1保育所	90	6	12	18	22	18	19	95
	第2保育所	90	/	8	12	13	10	17	60
	第3保育所	105	6	11	12	22	20	21	92
	第4保育所	120	6	18	17	22	22	21	106
	第5保育所	90	6	9	18	20	18	21	92
	第6保育所	90	/	12	14	21	21	15	83
	ふじみ野保育園	90	8	16	18	21	21	19	103
計	675	32	86	109	141	130	133	631	
私立	こばと保育園	90	6	16	18	17	20	19	96
	けやき保育園	120	12	24	24	24	22	23	129
	子どものそのBaby	30	8	12	12	/	/	/	32
	西みずほ台保育園	90	9	15	18	18	20	22	102
	勝瀬こばと保育園	90	8	16	16	20	20	22	102
	計	420	43	83	88	79	82	86	461
合計	1,095	75	169	197	220	212	219	1,092	



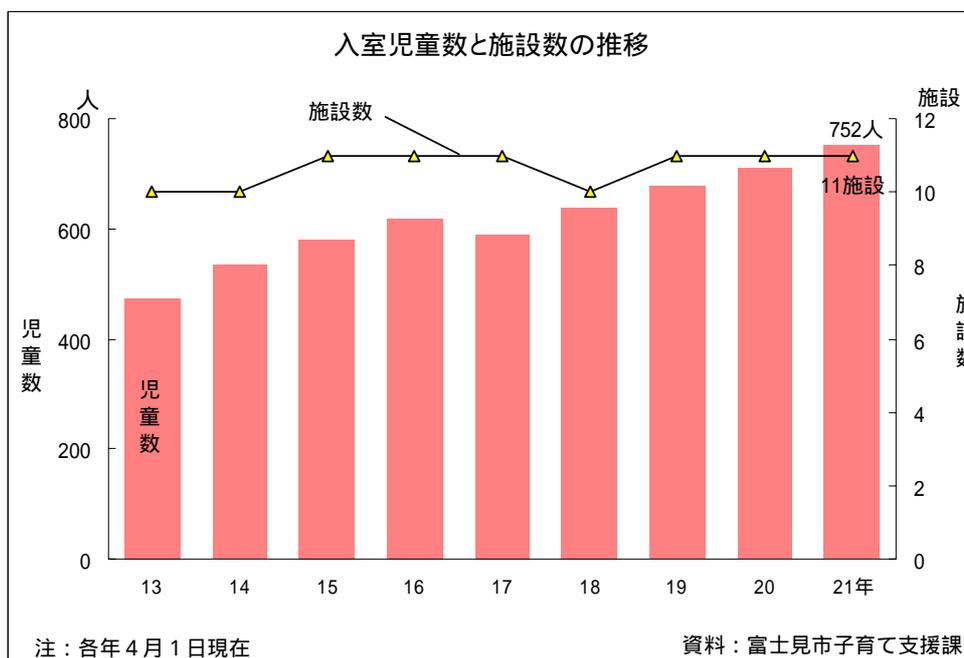
(7) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、平成 13 年度から小学校 1 年生～ 4 年生を対象としており、平成 21 年 4 月 1 日現在の定員および入室児童数は、以下のとおりです。

近年の利用者数と施設数の推移をみると、利用者は年々増加しています。入室児童数は平成 17 年でいったん減少しましたが、概ね増加傾向が続いています。施設数は、ほぼ横ばいの状況になっています。また、18 年度から、施設の運営に指定管理者制度を導入しています。

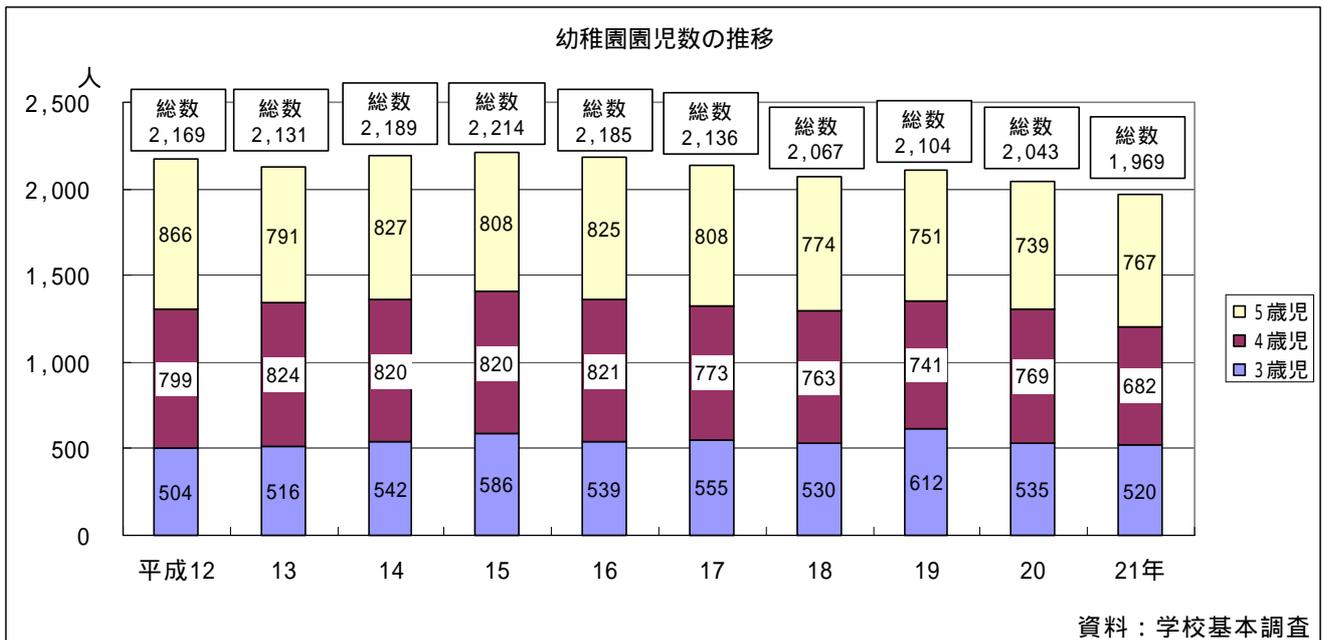
放課後児童クラブの状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

放課後児童クラブ名	定員数	入室児童数	指導員数
鶴瀬放課後児童クラブ	65	69	8
水谷放課後児童クラブ	65	71	7
南畑放課後児童クラブ	25	19	5
関沢放課後児童クラブ	80	87	10
勝瀬放課後児童クラブ	65	56	8
水谷東放課後児童クラブ	35	38	4
諏訪放課後児童クラブ	80	88	10
みずほ台放課後児童クラブ	80	88	14
針ヶ谷放課後児童クラブ	55	47	5
ふじみ野放課後児童クラブ	95	122	12
つるせ台放課後児童クラブ	70	67	7
合 計	715	752	90



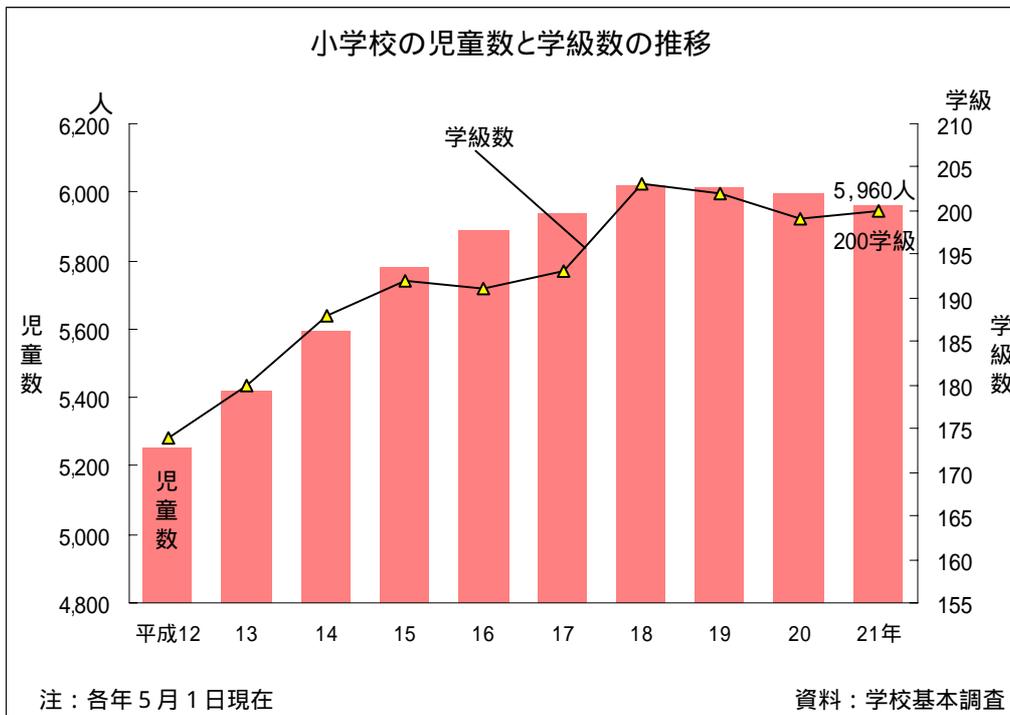
(8) 幼稚園の状況

幼稚園の園児数は、近年ほぼ横ばいの状況になっています。



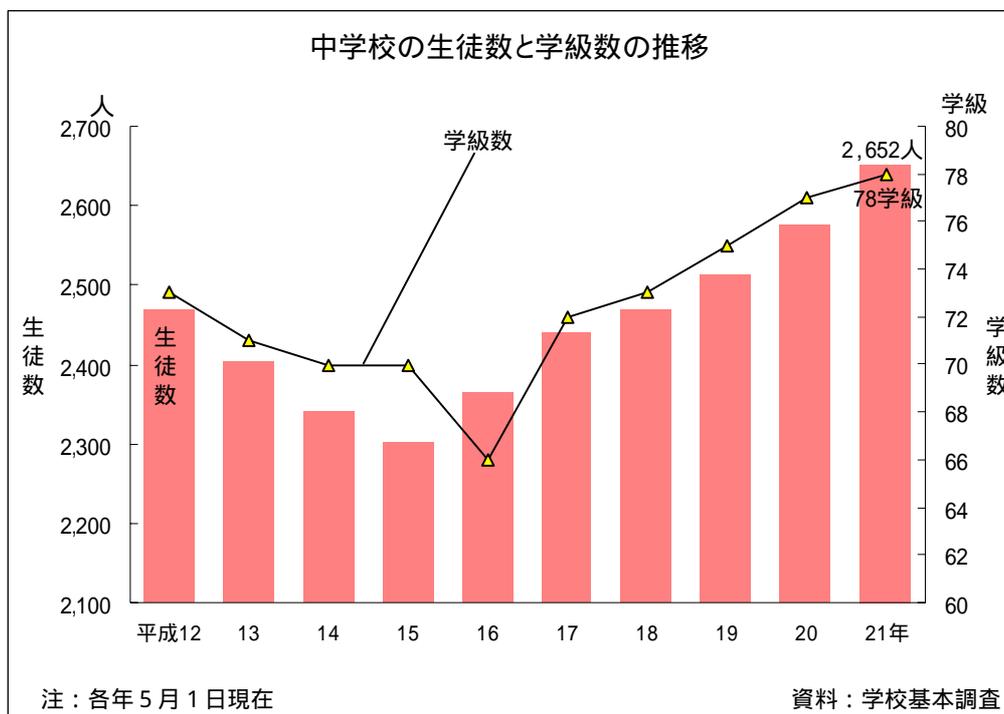
(9) 小学校の状況

小学校の児童数は近年増加が続いてきましたが、平成18年(6,019人)をピークに、微減傾向に転じています。



(10) 中学校の状況

中学校の生徒数は平成15年まで減少していましたが、同年を底に、16年以降は増加傾向が続いています。



第3節 アンケート調査結果からみた課題と今後の方向性

「富士見市次世代育成支援に関するニーズ調査」(以降、本書中では「アンケート調査」と略記します)の結果からみた現況・課題と、それらをふまえた今後の取り組みの方向性は、以下のようにまとめられます。なお、本項の中で今回アンケート調査の結果の他に、平成15年度に行った同様のアンケート調査の結果を用いて記述している箇所があり、当該アンケート調査のことは「前期調査」と略記しています。

アンケート調査の概要

1) 調査の種類(<前期調査>・<今回調査>共通)

「就学前児童調査」...市内在住の、就学前の児童をもつ保護者

「小学生児童調査」...市内在住の、小学生をもつ保護者

「中学生調査」...市内の公立中学校(全6校)の1～3年生のうち、各1クラス
ずつの生徒本人

2) 調査方法(<前期調査>・<今回調査>共通)

・...郵送配付 - 郵送回収法

...対象中学校担当教諭を通じた配付・回収

3) 対象者数および回収結果

<前期調査>

	就学前児童調査	小学生児童調査	中学生調査
対象者数	2,400	1,200	601
有効回収数	1,489	774	601
有効回収率	62.0%	64.5%	100.0%

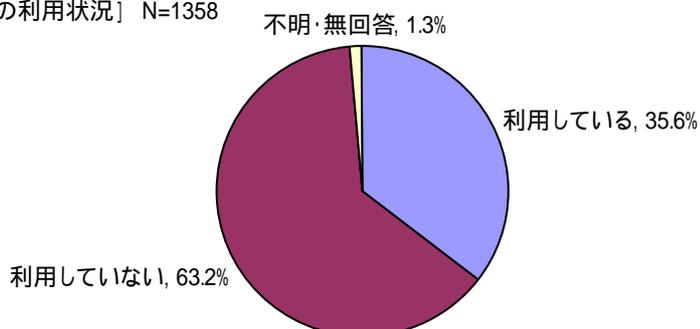
<今回調査>

	就学前児童調査	小学生児童調査	中学生調査
対象者数	2,200	1,400	597
有効回収数	1,358	877	597
有効回収率	61.7%	62.6%	100.0%

(1) 保育サービスの利用状況について

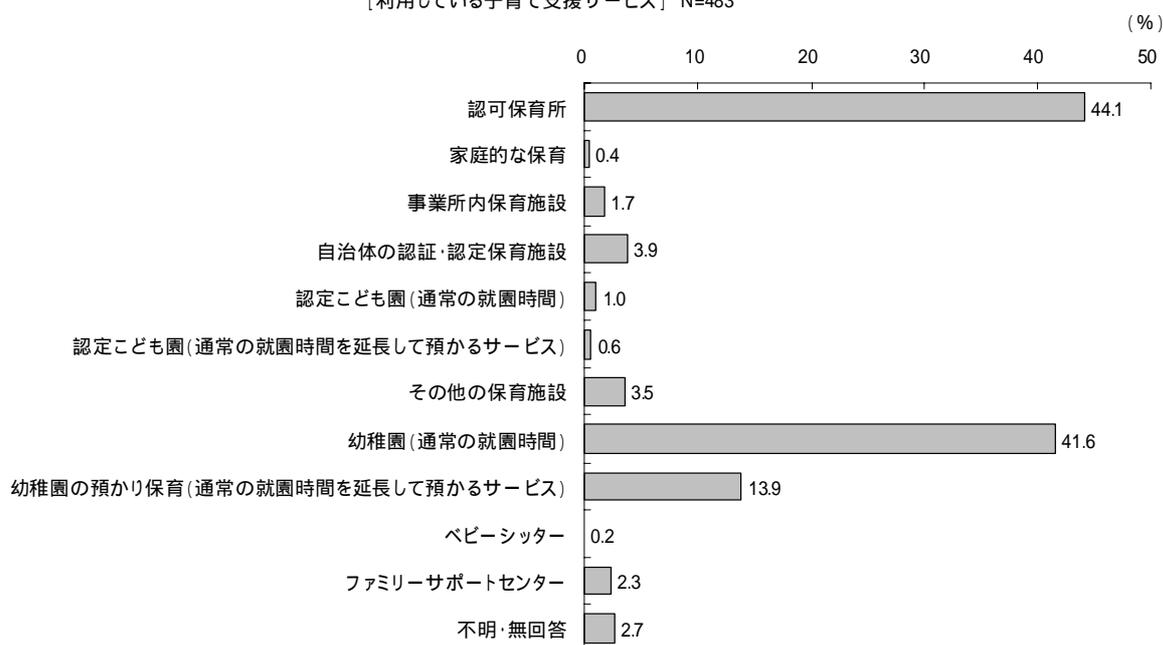
<今回調査>の「就学前児童調査」の結果によると、日頃、定期的に子どもを預けるサービスについて、35.6%の人が「利用している」と回答しています。3人に1人程度が何らかの保育サービスを利用していることになります。

[定期的な保育サービスの利用状況] N=1358

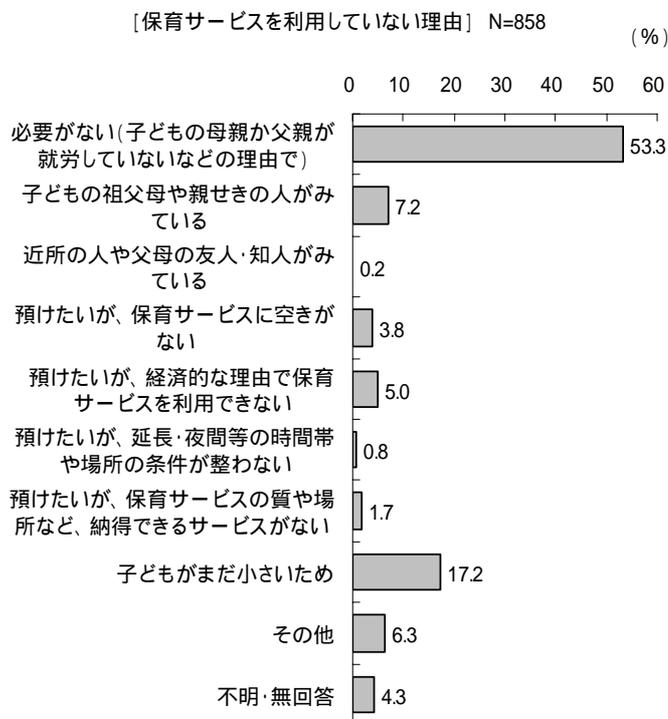


また、上記の問いで「利用している」と答えた人に具体的なサービス内容をたずねたところ、44.1%が「認可保育所」、41.6%が「幼稚園(通常就園時間)」としこれら2つが群を抜いて多い回答となっています。

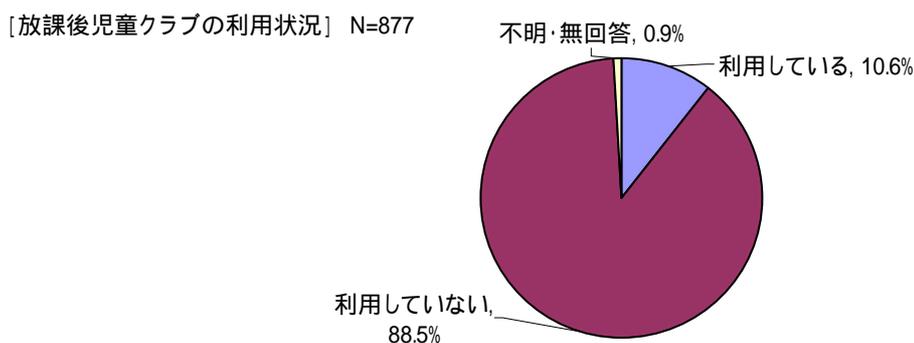
[利用している子育て支援サービス] N=483



保育サービスは「利用していない」と答えた人にその理由を質問したところ、「必要がない(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)」という回答が過半数(53.3%)を占めて圧倒的に多く、「子どもがまだ小さいため」(17.2%)との回答がそれに続いています。

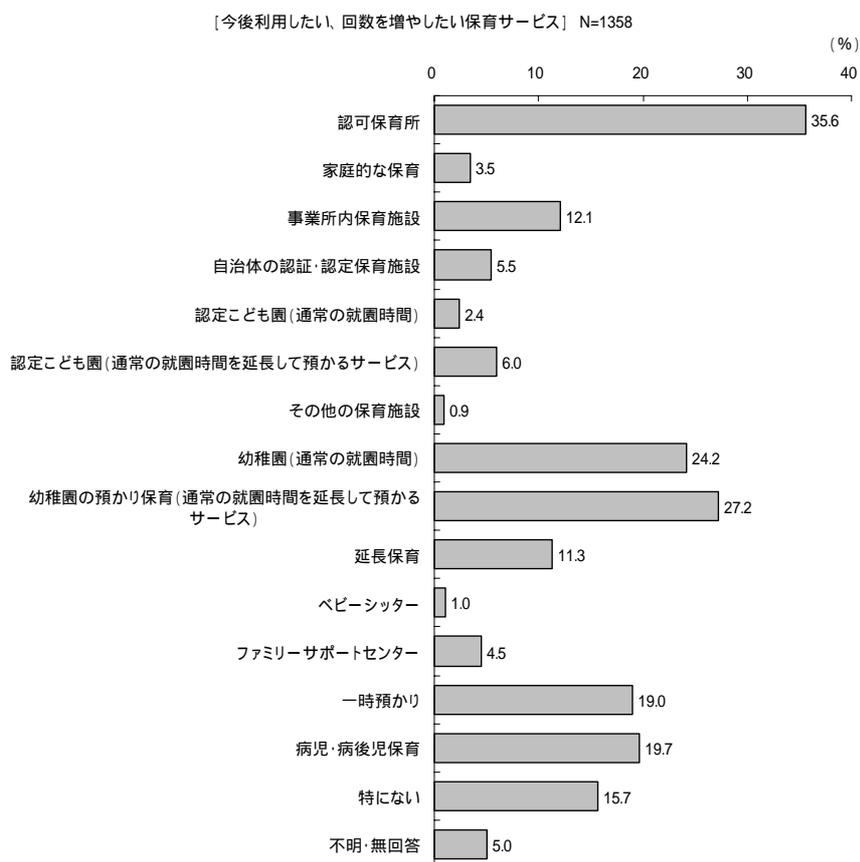


<今回調査>の「小学生児童調査」の結果をみると、放課後児童クラブの利用状況について、10.6%の人が現在「利用している」と回答しています。

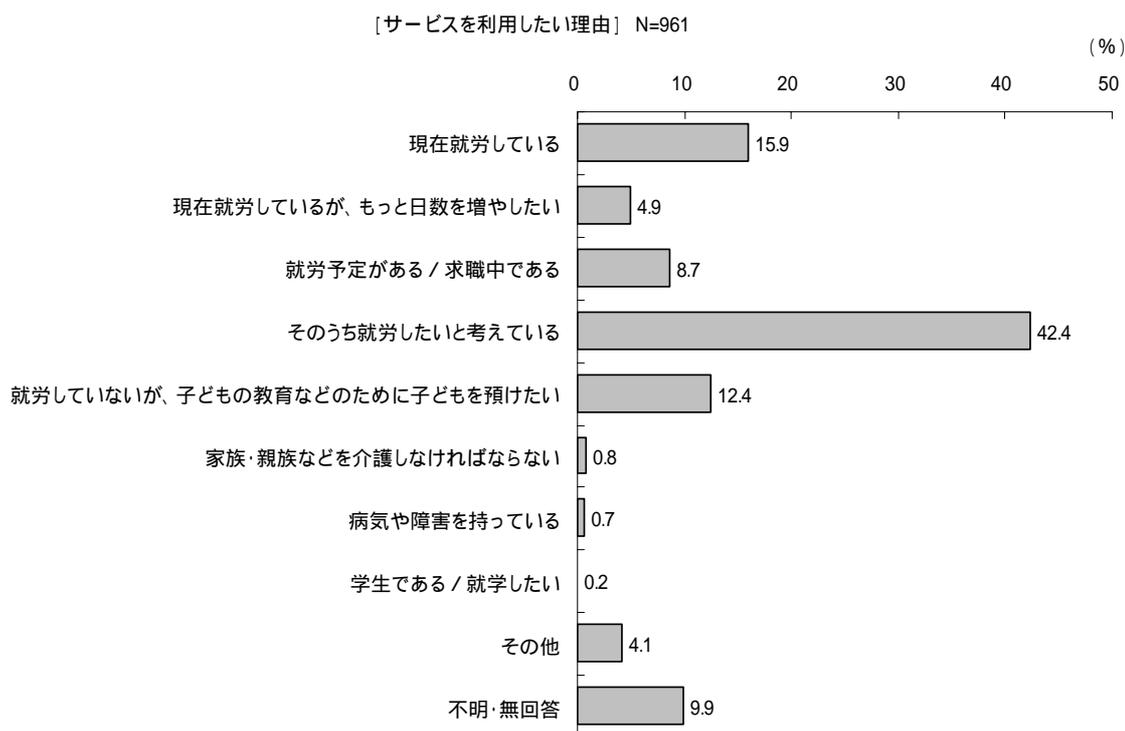


(2) 保育サービスの今後の利用について

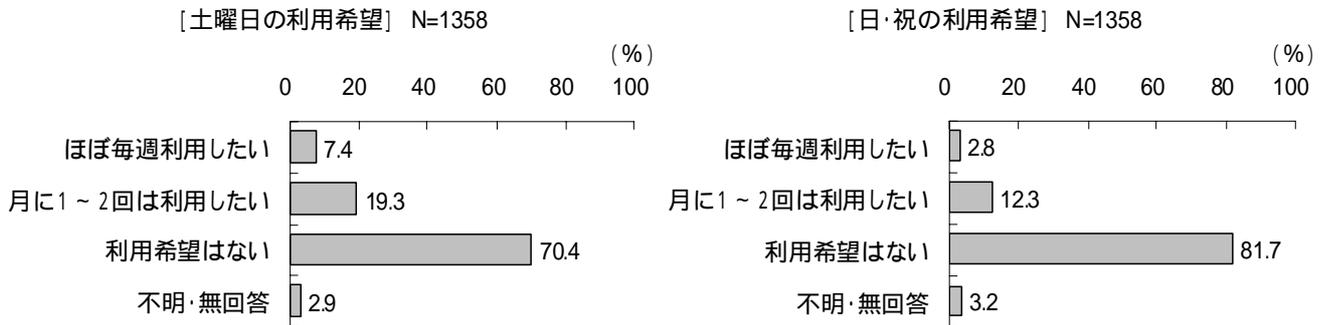
<今回調査>の「就学前児童調査」で今は利用していないができれば利用したい、あるいは足りていないと思うサービスを質問したところ、最も回答が多かったサービスは「認可保育所」(35.6%)で、次いで「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かるサービス)」(27.2%)、「幼稚園(通常就園時間)」(24.2%)の順で続いています。



当該サービスを利用したいと考える理由については、「そのうち就労したいと考えている」(42.4%)という回答が最も多く、次いで「現在就労している」(15.9%)が多くなっています。

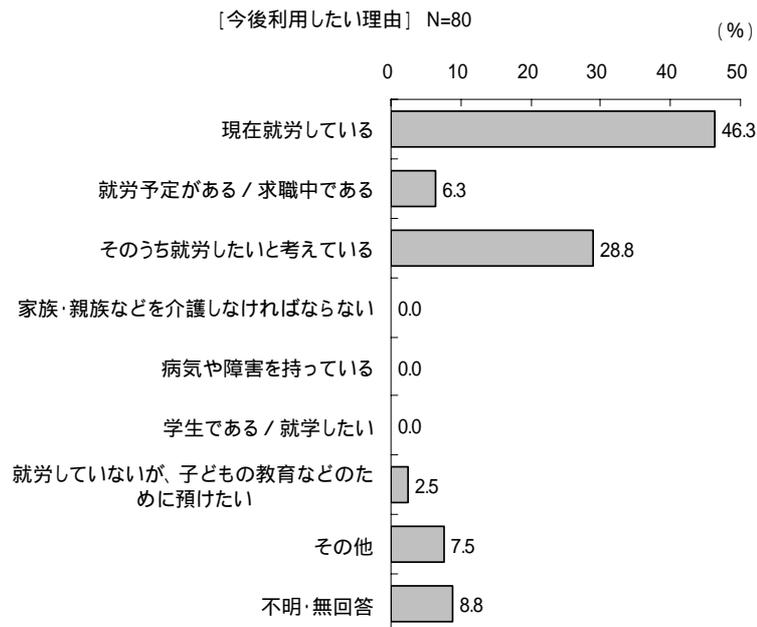
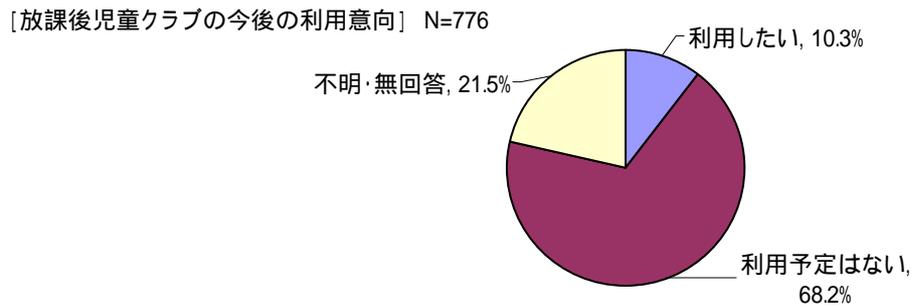


土曜日、日曜日・祝日の保育サービス利用希望に関しては、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」と回答した人が、土曜日で合計 26.7%、日曜日・祝日で合計 15.1%いることが分かります。

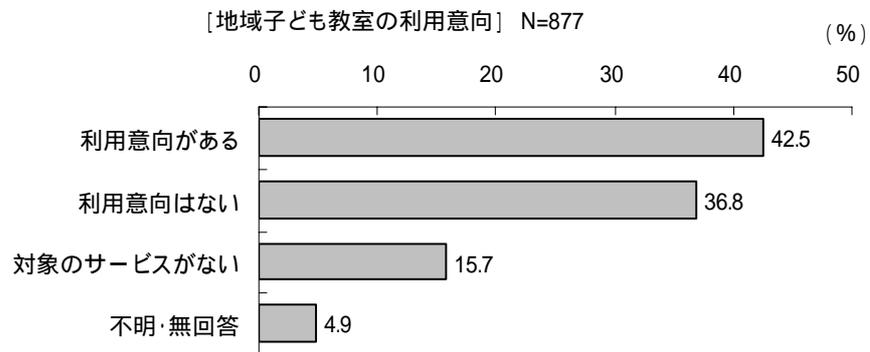


<今回調査>の「小学生児童調査」の結果では、10.3%が、今後放課後児童クラブを「利用したい」と回答しています。

また、その理由としては、「現在就労している」が最も多く挙げられています。

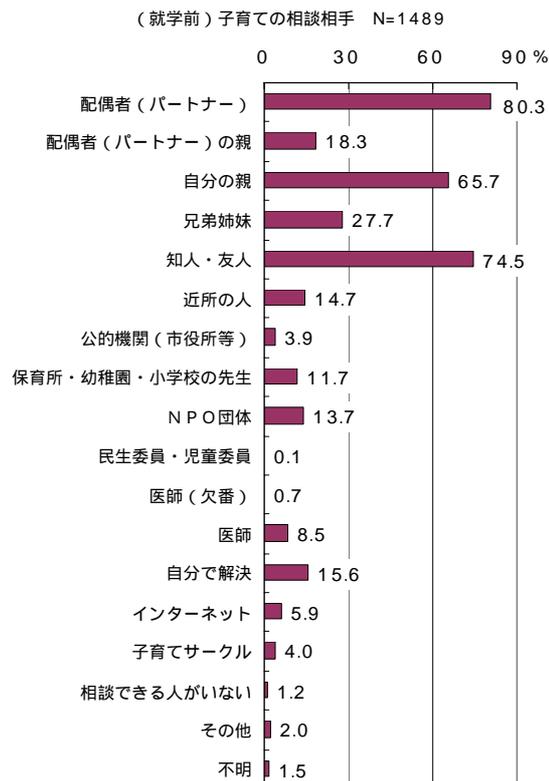
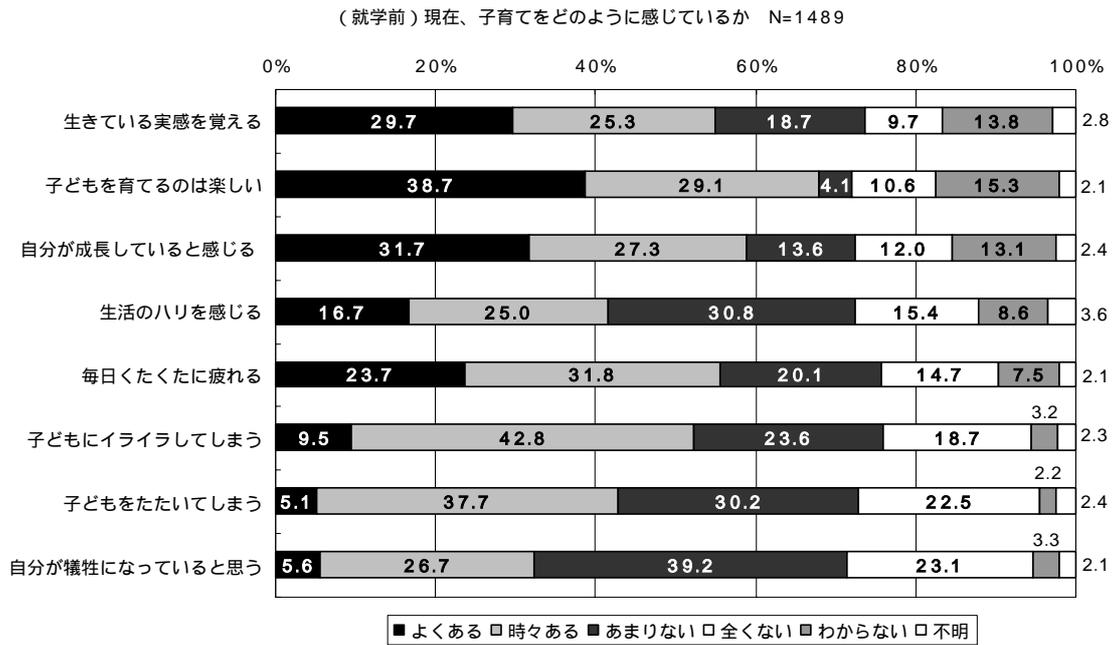


同じく「小学生児童調査」の中で、放課後児童クラブと連携して行うサービスとしての『地域子ども教室』の利用意向についてたずねたところ、「利用意向がある」との回答が42.5%と最も多く、多くの利用意向があることがうかがえます。

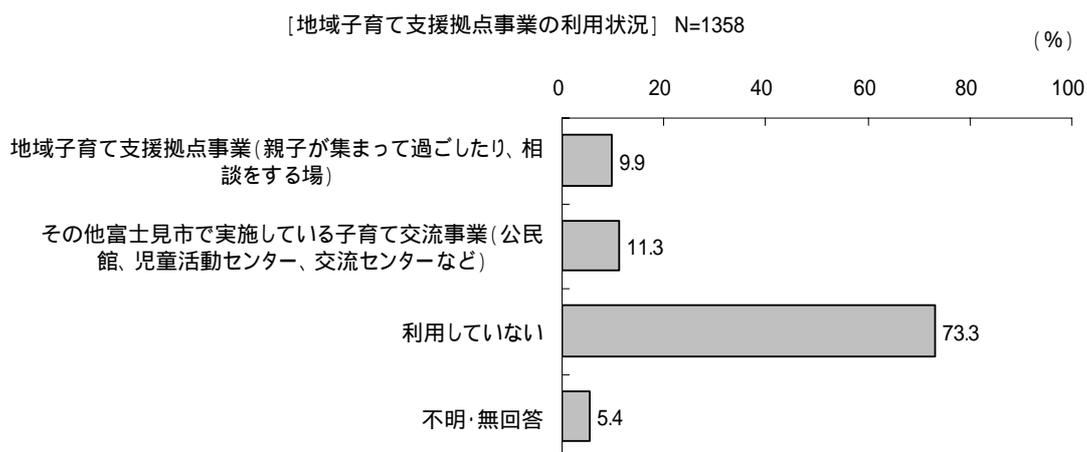


(3) 子育ての悩みと相談相手、子育て支援サービスの利用状況など

子育てをどのように感じているかについては、<前期調査>の「就学前児童調査」の中では、「生きている実感を覚える」、「子どもを育てるのは楽しい」など肯定的な意見が多い一方で、「毎日くたくたに疲れる」、「子どもにイライラしてしまう」などの悩みも同時に抱えていることが分かります。また、子育ての不安や悩みを相談する相手は、「配偶者」、「自分の親」、「知人・友人」とした回答が多く、「近所の人」、「公的機関」、「子育てサークル」などへの回答は非常に少ない状況となっていました。



育児に対する不安や孤立化で辛い思いをしている母親が多くいると言われている今日
 の状況の中で、「子育て支援センター」や子育てサークルなど、子育ての専門家や育児仲間と
 交流することによって不安を解消し、子育てに生きがいや楽しさを見出すことは有益なこ
 とです。しかし、＜今回調査＞の「就学前児童調査」の結果をみると、「地域子育て支援拠
 点事業」（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）および市で実施しているその他の子
 育て交流事業（公民館、児童活動センター、交流センターなど）を利用中であるとした回
 答はそれぞれ9.9%、11.3%と低い数値になっています。

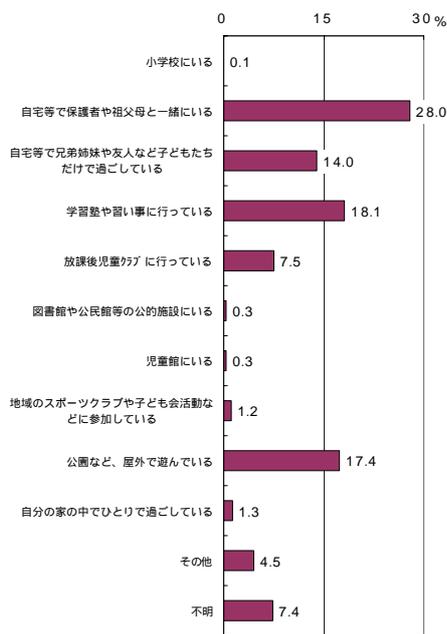


今後も、子育て支援センターなどを核としたネットワーク化のいっそうの推進を図り、
 地域で子育てを支援する体制を充実させていくことが大切であると考えられます。

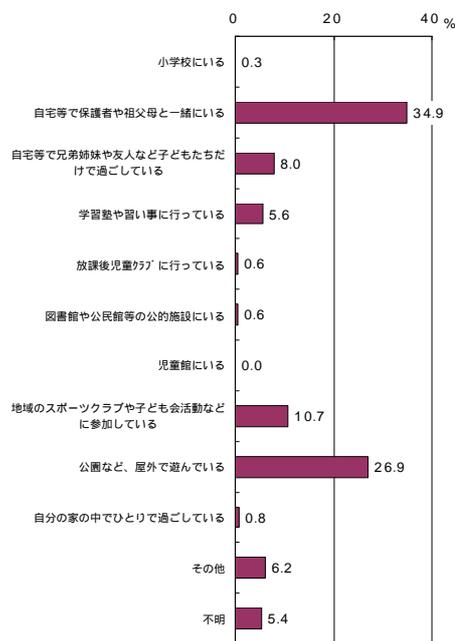
(4) 子どもの居場所

放課後や休日に子どもたちがのびのびと過ごせる場所が少なくなっていると言われています。＜前期調査＞の「小学生児童調査」では、平日の放課後の16～18時の過ごし方として、「自宅等で保護者や祖父母と一緒にいる」、「自宅等で兄弟姉妹や友人など子どもたちだけで過ごしている」など自宅で過ごす割合が4割を超える一方で、「公園など、屋外で遊んでいる」は2割以下という結果でした。休日の14～16時でも自宅で過ごす割合が4割を超え、屋外で遊ぶのは3割以下でした。また、望ましい子どもの居場所として、「子ども同士で自由に遊べる場」、「スポーツ・レクリエーションなど体を動かせる場」などに6～8割の回答がありました。

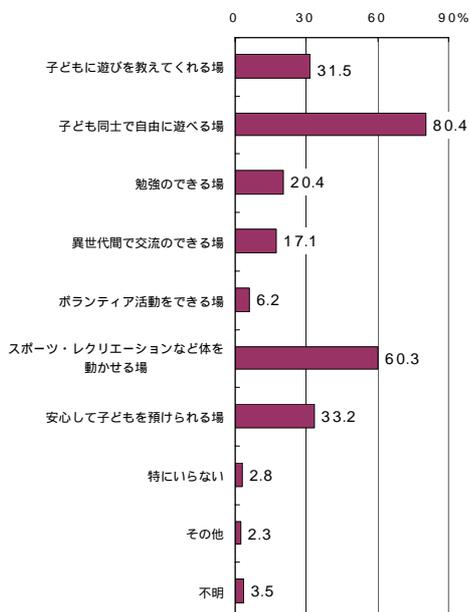
(小学生) 平日・放課後の過ごし方 (16時～18時)
N=774



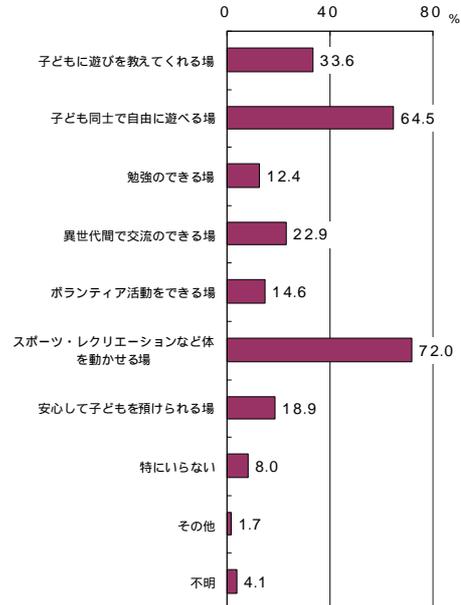
(小学生) 休日の過ごし方 (14時～16時)
N=774



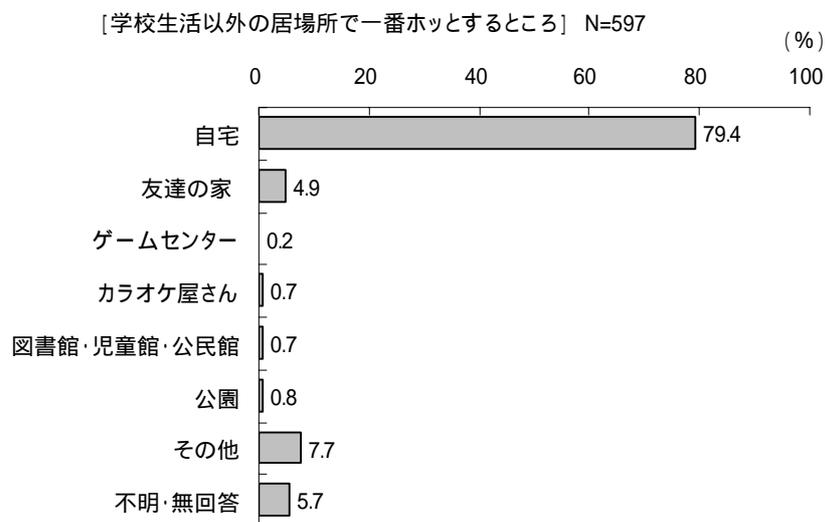
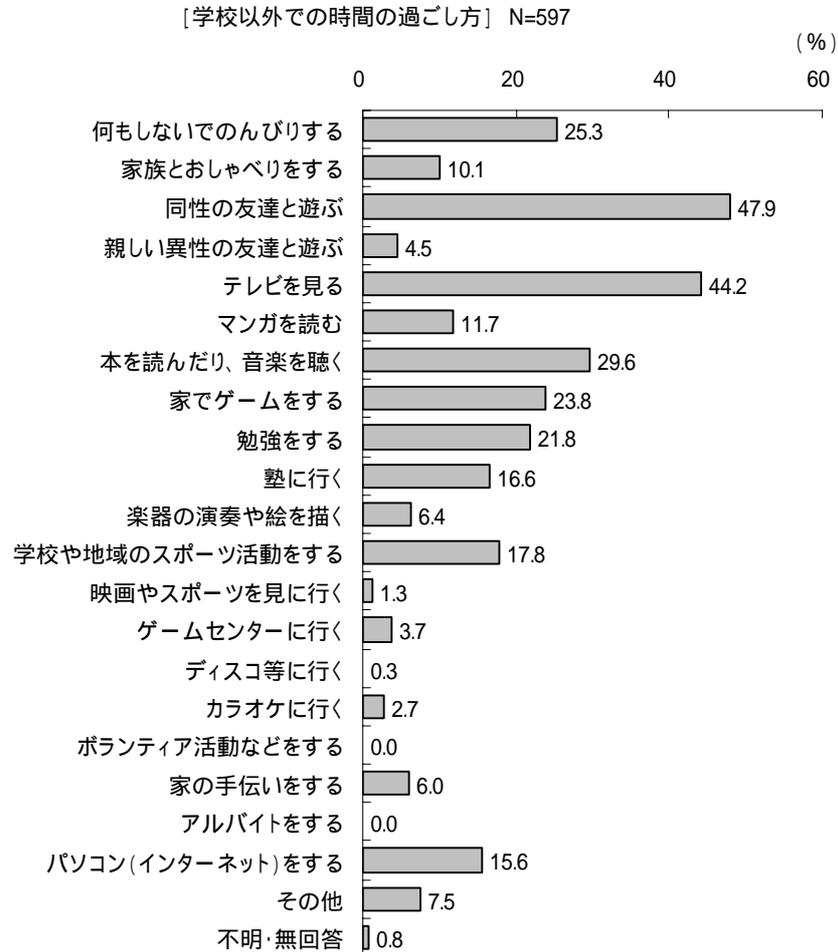
(小学生) 望ましい子どもの居場所
(平日の放課後) N=774



(小学生) 望ましい子どもの居場所 (休日)
N=774



また、＜今回調査＞の「中学生調査」の中で、ふだんの学校以外での時間の過ごし方として「同性の友達と遊ぶ」、「テレビを見る」、「本を読んだり、音楽を聴く」などに3割弱～半数弱の回答があり、「学校や地域のスポーツ活動をする」は2割弱となっています。また、学校生活以外で一番ホッとする場所としては、「自宅」がほぼ8割を占め圧倒的な回答となっています。

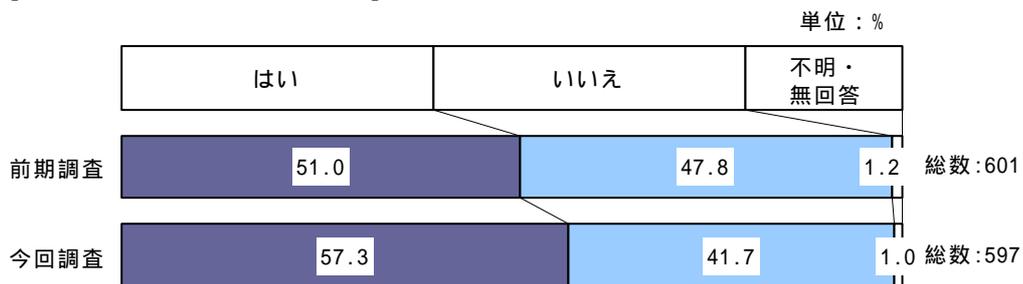


(5) 子どもの悩み・相談について

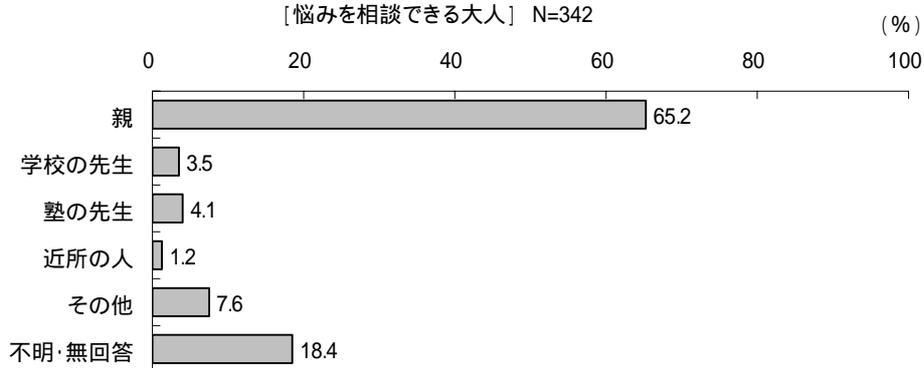
<今回調査>の「中学生調査」で中学生に、悩みを相談できる大人がいるかいないかをたずねたところ、「はい」が「いいえ」を15%強上回り6割弱を占めています。同じ質問に対する<前期調査>時の結果は、「はい」が51.0%、「いいえ」が47.8%であったため、<今回調査>では<前期調査>時よりも、「はい」の割合が数ポイント増加したことになります。

また、「はい」と答えた生徒にその相談できる大人は誰かきいた結果では、「親」という回答が圧倒的に多く65.2%を占め、「不明・無回答」を除いた第2、3位は「塾の先生」、「学校の先生」となっています。

[悩みを相談できる大人がいるか]



[悩みを相談できる大人] N=342



[相談しない・できない理由]

内容	件数	内容	件数
相談することがないから	13	自分と考えが違うから	1
悩みがない	6	信頼できる大人がいないから	1
説明が少ない(不十分)	3	相談したくない	1
相談しても別に変わらないと思うから	3	相談して心配とかされたくないから	1
相談できる大人がいない	3	相談しても無駄だから	1
誰かに相談したいと思うことが特にないので	3	相談しても理解してくれないから	1
めんどくさい	3	相談すると変な噂をながされる	1
言っても意味ない	2	たいしたことじゃないから	1
大人を信用できない	2	同世代の方がよい	1
自分の悩みは自分で解決したいから	2	友達の方が言いやすいから	1
相談しづらい	2	なんか嫌だ	1
同世代の子の方が話しやすいから	2	なんとなく言えない	1
友達だけで十分だから	2	人間が嫌い	1
なんとなく	2	話を聞いてくれないから	1
うわべだけで相談にのってほしくない	1	話す機会がない	1
怒られるのが嫌だから	1	話す人がいない	1
教えてもらっていない	1	話せない	1
大人に言うのと他の大人にわたるから	1	別に話すことではないことだから	1
親がむかつくから	1	本心を理解してくれないから	1
親に相談しても意味がないから	1	まじめに聞いてくれなさそう	1
気まずい	1	ややこしいことになるから	1

小学生も含めて、大人に相談したくてもできずに悩んでいるケースは依然多くあると考えられ、第三者の専門家などに安心して相談できる体制を充実させていくことが重要です。

第

3

章

計画の基本的な
考え方

1 計画の基本理念と基本方針

(1) 計画の基本理念

本計画の目標像（キャッチフレーズ）については、前期計画のものを継承して「**子育て 輝く 未来へ**」とし、以下の4つの「基本理念」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていくこととします。

▶▶ 「子どもが一番」

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、子ども自身が年齢と成熟度に応じて権利行使の主体でもあることを強くうたっています。本計画の策定、推進にあたっては、「子どもの権利条約」を遵守して、子どもの人権尊重を基本にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が社会の中で実現され、子ども自身の意見が尊重される環境づくりに取り組みます。

▶▶ 「男女共同の子育て」

子育てに伴うさまざまな負担感が、子どもをもつことをためらわせる要因の1つになっているのに加えて、家庭において主として子育てをになっている女性に肉体的・精神的負担が偏ったり、女性の社会進出に伴って女性の仕事と子育ての両立のための負担が増大したりしています。子育てを男女が共同（協働）してになうことによって、子育ての楽しさなどを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女でになう社会づくりを進めます。

▶▶ 「家庭と地域の共同子育て」

子どもが健やかに育つことは、子育てについての第一義的責任を有する父母その他の保護者、家庭のほか、市民全体の願いでもあります。子どもたちは社会の一員として次代をになう大切な存在であることを市民全員が認識し、企業や地域も含めた社会全体が子育てに協力し、大人たちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備など、子どもたちが健やかに生まれ育つ地域づくりを進めます。

▶▶ 「すべての子どもと親の支援」

これまでの子どもや子育て家庭への施策は、どちらかと言うと特別な援助を必要とする人を中心としてきましたが、“児童福祉”の本来の目的は、すべての子どもの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあり、これからの施策は、そうした支援の必要な人への対応をいっそうきめ細かく行うとともに、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携しながら、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象として子どもの健全育成と子育て支援をさらに推進していくことを基本とします。

(2) 計画の基本方針

本計画の策定にあたっては、以下の10項目を「基本方針」とします。

1. 子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を尊重します。
2. 子どもの遊び、文化、地域活動を促進します。
3. 「生きる力」を育む幼児教育・学校教育を推進します。
4. 安心して子どもを産み育てるための支援を行います。
5. 「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざし、仕事と子育ての両立を支援します。
6. 援助を必要とする家庭への支援を推進します。
7. 子どもの育ちや子育てへの意識啓発を推進します。
8. 子育て支援のネットワーク化の促進、ネットワークの強化を図ります。
9. 子どもが心豊かに育つための環境整備を促進します。
10. 市民、事業者等と行政の協働を推進します。

2 計画の基本目標と施策の体系

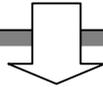
(1) 計画の基本目標

「基本理念」の実現に向けて、長期的な展望に立つ3つの基本目標を定め、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》子ども自身の“育ち”を支えるまちづくり

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもたちと同じ目線に立って、一人ひとりの個性を認め、子どもが人や自然とふれあい仲間の中で“自ら育とうとする力”を大切に、子どもたち一人ひとりの“最善の利益”が尊重され権利が守られるまちが実現することが必要です。

そこでは、子どもたちが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聴いてもらい、どんなときでもしっかりと受け止めてもらえるという安心感と信頼感を感じながら成長していくことができます。

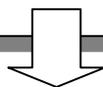


子ども自身の“育ち”を支えるため、その視点に立ち、“最善の利益”の実現と支援環境の充実を図ります。子どもの権利の尊重と子どもたち自身の社会づくりの促進を図り、また、支援環境の充実としては、子育て支援センター事業や児童館の事業の推進、施設開放など乳幼児を支援する施策や、地域における交流・体験活動の推進など小学生から中・高校生までを支援する施策を実施します。

《基本目標2》子育て家庭が支え合うまちづくり

子育て中の親が子どもの病気のこと、発育・発達のことなど不安を抱いたり、一人で悩むことがなく、また児童虐待の発生も予防できるよう、不安や悩みを相談し、仲間づくりや情報の共有、親同士の支え合い・学び合いができ自律的に成長する場としての子育て支援拠点と、子育ての情報や課題を共有し、専門家のアドバイスも受けながらそれぞれの立場から課題に取り組んでいけるようなネットワーク（つながり）が備わったまちが実現することが大切です。

また、働く人それぞれが仕事と私生活のバランスをとり、家庭や地域のために時間をとることでゆとりと豊かさのあるまちになることも大切です。



子どもが生まれるなら誰にも母性・父性がすぐに備わるのではなく、子どもとの関わりの中で親としての力を付けて親になっていきます。しかし、少子化の進んだ現代社会では、自分が親になるまで育児の方法を知らなかったり、子育て仲間との出会いもなかったりで、親としての力を付けるチャンスは家庭でも地域でも非常に少なくなってきました。子育てをする親が、子どもたちが必要としている“地域で育つ、地域で育てる、

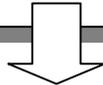
みんなで育てる”ということに気づかなかったり、その方法を知らなかつたりして、子育て家庭は急速に孤立化し、さまざまな問題が起こってきています。

親たちが、子どもと地域の大人たちと一緒にそれぞれの家庭らしい楽しい子育てをすることができ、「富士見市に住んで良かった、住み続けたい！」と思えるように、ワーク・ライフ・バランスも視野に入れた子育て家庭が支え合うまちづくりを進めます。

《基本目標3》子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

かつて「家族」が担っていたような子育て機能を「地域全体で補っていく」という認識を市民全体で共有化して、子どもが健やかに生まれ育つまちを実現していく必要があります。

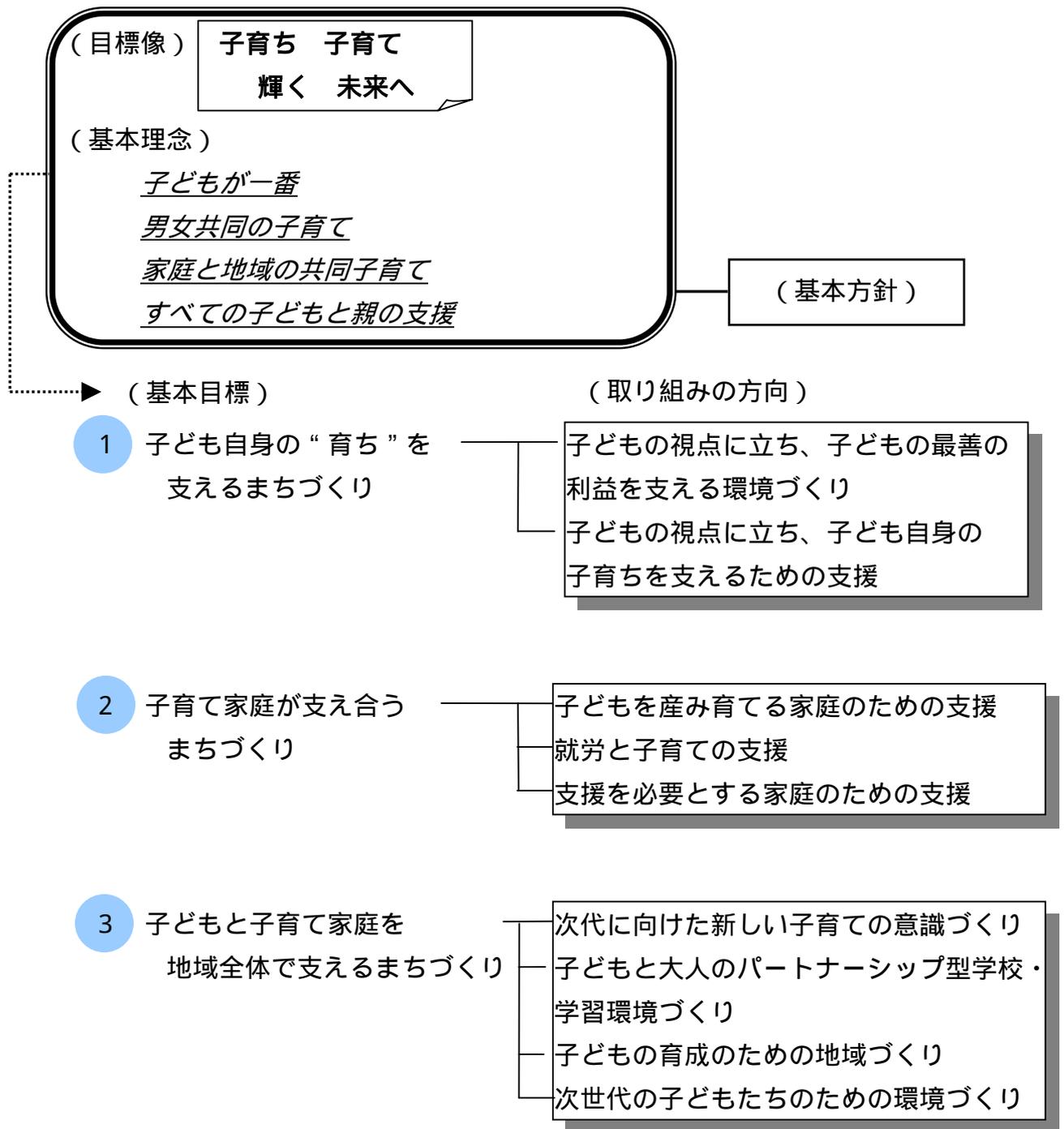
そこでは、子育てが終わった“ポスト子育て世代”の方が子育て支援活動に参加するなど、地域の子育てニーズとしっかりつながり、子どもの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできない社会的な営みであるという、「子育て・子育て」文化がしっかりと根付いています。



子育ては、私たちの未来を託す事業です。また、子どもが地域の中で安全に心豊かに自信を持って過ごすことができ、親たちが子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてくるものです。

富士見市の輝く未来を創っていく子どもたちに最善のものを託していくため、「男女共同参画」など次代に向けた新しい子育ての意識づくりや文化・スポーツ等各種事業、次代の子どもたちのための環境づくりなどを推進し、地域環境づくりと「子育て・子育て文化」の創造を進めます。

(2) 計画の展開



第

4

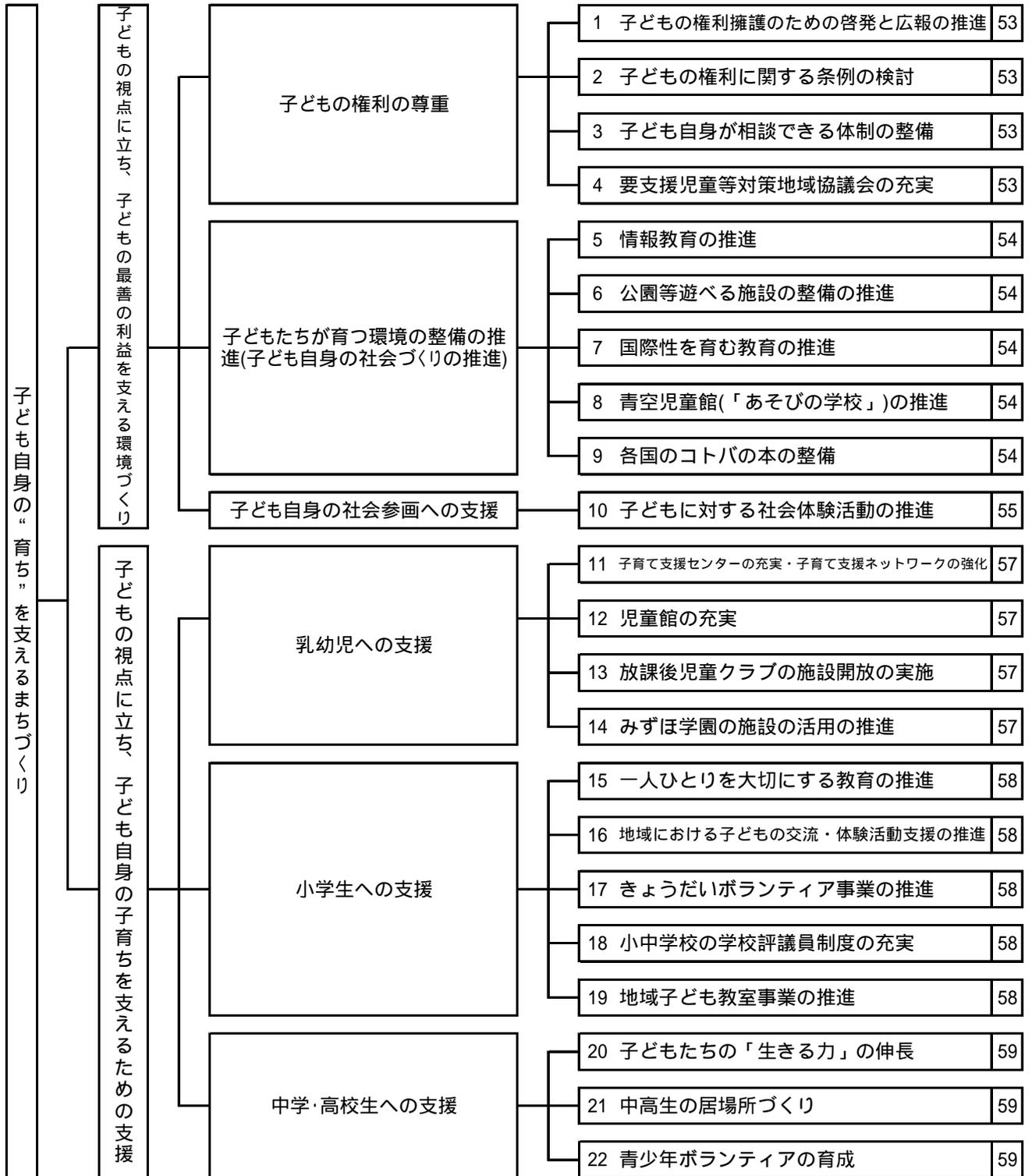
章

子育て 子育て
輝く 未来へ

～後期行動計画～

【後期行動計画 体系図】

ページ番号



子育て家庭が支え合うまちづくり	子どもを産み育てる家庭のための支援	経済的支援と医療費助成の充実	23 就園奨励事業の推進	61
		母子保健体制の整備・充実	24 こども医療費支給事業の推進	61
			25 妊婦健康診査助成事業の推進	61
26 保育料等の適正負担の推進	61			
27 保護者の教育費の負担軽減の充実	61			
28 要保護および準要保護児童生徒への援助費等の支給	61			
29 障害児への経済的支援の推進	61			
30 妊婦の健康づくり事業の推進	63			
31 乳幼児健康診査の充実	63			
32 母子保健相談事業の推進	63			
33 母子保健教育事業の推進	63			
34 母子保健家庭訪問事業の推進	64			
35 食育の推進	64			
子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供の充実	36 歯科保健事業の推進	64		
	37 学校保健会事業の推進	64		
	38 思春期保健対策の推進	64		
	39 予防接種事業の推進	65		
	40 母子保健推進員育成事業の推進	65		
	41 子育て・家庭教育学習支援の推進	66		
	42 地域子育てサークルの育成事業の推進	66		
	43 地域子育て支援センター(各保育所(園))事業の推進	66		
44 急病・救急医療の情報提供等の充実	66			
45 世代間交流事業の推進	66			

子育て家庭が 支え合うまちづくり	就労と子育ての支援	保育の弾力的運営と保育サービスの充実	46 リフレッシュ事業の推進	69
			47 病児・病後児保育事業の検討	69
			48 休日保育事業の検討	69
			49 放課後児童クラブの運営の充実	69
			50 障害児保育の推進	69
			51 保育所（園）の整備の推進	69
	支援を必要とする家庭のための支援	男女とも就労できる環境の整備	52 放課後児童クラブの整備の推進	69
			53 ファミリーサポートセンター事業の推進	69
			54 ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進	70
		ひとり親家庭などへの支援の充実	55 改正育児休業法等の意識啓発の推進	70
			56 再雇用の支援促進の検討	70
			57 ひとり親家庭への生活支援の充実	72
		障害のある子どもを育てる家庭への支援の充実	58 療育相談事業の推進	73
			59 障害児在宅支援制度の充実と推進	73
			60 障害児等のデイサービス事業の推進	73
61 障害児保育の内容の充実と保育所（園）・幼稚園との連携	73			
外国籍・国際結婚の子どもを育てる家庭への支援の充実	62 障害や発達の遅れのある児童の相談の充実	73		
	63 外国籍市民への情報提供の充実	75		
	64 外国籍市民相談事業の実施	75		
		65 外国籍市民の交流事業の推進	75	

子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり	子育てに向けた新しい意識づくり	男女共同参画社会の推進	66 男女共同参画に関する啓発事業の推進	77
		子育ての地域化に向けたふれあいネットワークの整備	67 子育てに関する広報活動事業の充実	78
			68 子育て情報誌の発行	78
	子どもと大人とのパートナーシップ型学校・学習環境づくり	幼児教育・学校教育振興事業の推進	69 幼・保・小・中学校・特別支援学校の交流と連携の推進	80
			70 子ども同士のふれあい事業の推進	80
			71 「ノーマライゼーション」の普及の推進	80
	子どもの育成のための地域づくり	子どもが安心して通園・通学できるシステムの充実	72 いじめ・不登校対策の推進	81
			73 防犯体制の整備・推進	81
		子どもの健全育成の充実	74 子ども・青少年活動支援者の育成の推進	83
	75 青少年相談員活動事業の推進		83	
	76 地域における子ども・青少年活動支援者のネットワークの促進		83	
	77 教育相談事業の推進		83	
	78 子ども会育成会への支援		83	
	79 青少年育成推進員への支援		84	
	80 青少年育成市民会議への支援		84	
	81 『富士見市市民人材バンク』を活用した情報提供の推進		85	
	地域活動の促進	文化・スポーツ等各種事業の推進	82 文化祭運営事業の推進	86
			83 図書館の児童向け事業の充実	86
84 図書館の子どもスペースの拡充			86	
85 ブックスタート事業の推進			86	
86 読み聞かせ講座の実施			86	

子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり	次世代の子どもたちのための環境づくり	地球環境の保全	87	ごみ減量・資源化啓発事業の推進	88
			88	環境学習推進事業の充実	88
			89	環境教育の推進	88
			90	緑地保全基金条例の推進	88
		安心安全なまちづくりの推進	91	幹線道路の整備	89
			92	通学路の安全確保	89
			93	交通安全教育の推進	89
			94	良好な居住環境の推進	89
			95	住環境の学習の推進	89
			96	子どもが避難できる家(110番三角旗)の設置の推進	89
			97	防犯を基本としたまちづくりの推進	89
		公共施設・遊び場の整備と利用促進	98	地域活動を担う次世代の育成	90
			99	小中学区の安全マップの作成の推進	90
100	ベビーカー等が安心して通れるまちづくりの推進		90		
		101	子育てマップ作成の推進	91	
		102	小学校の施設開放・活用	91	
		103	子どもの公共施設利用の拡充	91	

第1節 子ども自身の“育ち”を支えるまちづくり

(1) 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える環境づくり

【現状と課題】

平成元（1989）年11月に国際連合が採択した「子どもの権利に関する条約」が、わが国でも同6（1994）年5月に発効しました。この条約には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を守るべきことが定められています。

本市でも、この条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重され、また子ども自身が意見を表明し決定に参加することができる社会づくりをめざして、取り組みを推進していくことが必要です。

子ども自身の意見表明や社会参画に関連しては、近年の普及状況に照らしてインターネットなどの活用に関するマナー教育等も重要になっていますが、アンケート調査の結果をみると、「中学生調査」の中で自分専用の携帯電話の所持についてきいたところ7割強の中学生が持っていると答えています。また、専用の携帯電話を持っているとした子どものうち16.5%は自分の「プロフィール(自己紹介ページ)」を持っていると回答しており、こうした時代状況の変化をふまえてさまざまな施策を推進していくことが課題となります。

また、不登校やいじめ、非行、虐待など、子ども自身や子育て家庭でさまざまな悩みを持つ割合が増加傾向にあるとともに、悩みの内容もネットいじめに起因するものが現れるなど時代とともに移り変わっており、相談体制のさらなる充実が喫緊の課題となっています。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 子どもの権利の尊重

国際連合が採択した「子どもの権利に関する条約」の理念に基づいて、子どもたち自身が尊重される社会環境の体制づくりを進めていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
1	子どもの権利擁護のための啓発と広報の推進	すべての市民が子どもの人権を尊重する意識を高めるとともに、子ども自身も人権についての理解を深めるため、子どもの権利に関する施策の啓発・広報活動を推進します。	子育て支援課
2	子どもの権利に関する条例の検討	子どもの視点に立ち、最善の利益を考え、子どもの権利について広く市民に啓発するとともに、家庭・地域・社会のすべての人々が子どもの育成に責務を有することを含めた条例の制定を検討します。	子育て支援課
3	子ども自身が相談できる体制の整備	子どもたち自身が、親や学校などに気兼ねなく自由に相談できる体制を充実させます。現在の各種相談員の活用を図り、さらに推進します。	学校教育課 教育相談 研究室
4	新規 要支援児童等対策 地域協議会の充実	被虐待児を含む支援を要する児童や保健指導を要する妊産婦等への支援を充実させるため、「要支援児童等対策地域協議会」を設置します。	障害福祉課

その他の施策：「子どもの権利に関する条例」に関する第三者機関の検討

* 「その他の施策」とは、前期行動計画に掲載のあった施策のうち、後期行動計画では“経常的施策”として取り扱うものや、実施に時間を要するものを記載しています。

〔施策の方向〕 子どもたちが育つ環境の整備の推進（子ども自身の社会づくりの推進）

さまざまな問題について、子ども自らが意見を表明し、決定に参画することができる社会づくりを推進します。

	おもな施策	内 容	主管課
5	情報教育の推進	子ども同士の情報交換、交流の場として、インターネットなどを活用した「情報教育」を推進します。また、情報教育の一環として、インターネット活用上のマナー教育を充実します。	学校教育課
6	公園等遊べる施設の整備の推進	子どもや地域などの意見を取り入れ、子どもの遊び場や子育てする親の情報交換の場としての公園づくりに努めます。	まちづくり推進課
7	国際性を育む教育の推進	外国語指導助手導入による外国語教育、外国文化との交流、さらに国際理解教育を推進します。また、地域に居住する外国人との交流を図れるよう努めます。	学校教育課
8	青空児童館(「あそびの学校」)の推進	身近な公園で「いつでもだれでも参加できます」というキャッチフレーズで仲間づくりを促進します。	子育て支援課
9	各国のコトバの本の整備	外国語資料については英語と韓国語の文学と絵本が主体となっているため、中国語や文学以外のその国の生活や文化が分かる資料の充実に努めます。	中央図書館

その他の施策：地域子育て支援ニュースの定期発行

〔施策の方向〕 子ども自身の社会参画への支援

子どもが、一人の人間、市民として子ども時代から参画できるような社会づくりを推進していきます。

	おもな施策	内 容	主管課
10	新規 子どもに対する社会 体験活動の推進	小・中学生に対して、ボランティアや就業体験をはじめ、さまざまな社会体験活動の機会を提供することで、社会の仕組みや自身と社会との関係の理解を促進していきます。	学校教育課

その他の施策：子どもと大人の富士見市を考える懇話会開催の検討

(2) 子どもの視点に立ち、子ども自身の子育ちを支えるための支援

【現状と課題】

乳幼児期から小中高校のどの世代においても、安心して気軽に利用できる居場所が不足しており、新たな施設整備のほか既存の公共施設を活用した居場所づくりの取り組みが求められています。

また、子どもは、その成長・発達過程によって適切な支援施策が異なります。乳幼児にとっては親との関係が最重視され子どもと親の両者への支援が必要になり、また中高生にとっては1人の大人、1人の市民に成長していくための支援が求められます。

さらに、少子化・核家族化の進展等によって育児不安を抱える親が増加していることから、子育て仲間との交流促進、地域の子育て支援施設やボランティアによる支援の充実を図るとともに、子育て支援ネットワークを強化・充実させることが求められています。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 乳幼児への支援

乳幼児は生涯の人格形成の基礎をつちかうための大切な時期であり、この時期の「遊び」が子ども自身の発達にとって特に重要なことから、仲間づくり・遊び場の提供・遊び方の指導など保護者への支援を通して、子どもたちの育ちを支えます。

また、市の施設について、さまざまな利用の方法を検討し、その積極的な活用を図ります。

	おもな施策	内 容	主管課
11	子育て支援センターの充実 ・子育て支援ネットワークの強化	子育て支援センターの機能充実を図り、家庭で育てられている乳幼児や親の交流を日常的に進め、子育て支援を推進します。また、子育て支援センターを中心として各関係機関・施設・団体・ボランティアなどで構成するネットワークを強化し、子育てに関する活動の交流や情報発信を推進します。	子育て支援課
12	児童館の充実	児童の健全育成と子育て支援事業を展開する地域の拠点として事業内容の充実を図るとともに、館外事業を充実させることで市内全域での児童館機能を強化します。	子育て支援課
13	放課後児童クラブの施設開放の実施	放課後児童クラブの空き時間を活用し、地域の交流やふれあいの場としての未就学児童とその保護者への施設開放を推進していきます。	子育て支援課
14	みずほ学園の施設の活用の推進	障害のある児童や発達につまずきをもつ乳幼児に早期から機能訓練・親子指導・個別および集団指導を実施するとともに、地域の障害や発達の遅れのある乳幼児に療育事業を行います。	みずほ学園

その他の施策：子育て学習事業の充実、あそぼう会事業の推進

〔施策の方向〕 小学生への支援

子ども一人ひとりの個性と人格を大切にする、“個”に応じた教育をめざします。
各施設を積極的に活用し、地域社会における子どもたちの安全な居場所づくりと、「遊び」を中心とした活動の支援を推進します。

	おもな施策	内 容	主管課
15	一人ひとりを大切に する教育の推進	一人ひとりのよさや可能性を伸ばすために、指導体制や指導方法の工夫改善に努め、一人ひとりの個性と人格を大切にする教育を推進します。また、学校応援団を中心に、家庭や地域と連携して、学習活動の充実をはじめ教育活動全般にわたり充実を図ります。	学校教育課
16	地域における子どもの 交流・体験活動 支援の推進	「地域の教育力」を生かし、市民交流センター・公民館などを利用した交流・体験活動の機会をつくり、地域の中で育つ環境づくりを推進します。	市民交流 センター 公民館
17	きょうだい ボランティア事業 の推進	小・中・高校生が保育所（園）や幼稚園で幼児と一緒に遊び、異年齢の交流を通じて幼児も小・中・高校生も双方が関わり合う事業を推進します。	学校教育課
18	小中学校の学校評議員 制度の充実	小中学校の評議員制度を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりをよりいっそう推進していきます。	学校教育課
19	地域子ども教室事業 の推進	次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校などを活用して、安全・安心な居場所（活動拠点）を全小学校区に設け、地域との協力のもとさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。	生涯学習課

その他の施策：プレイリーダーの育成の推進

〔施策の方向〕 中学・高校生への支援

子どもたちは受験勉強や部活動などで時間的に余裕がなく、ストレスが育ちを阻害していると言われており、体験学習やボランティア活動など受験勉強のみに偏らない教育をめざします。

中高生の、社会の一員としての参加のプログラムと、彼らの自主活動を支援していける体制を、地域の中に創り出します。

	おもな施策	内 容	主管課
20	子どもたちの 「生きる力」の伸長	子どもたちが自ら課題に気づき、思考力や判断力を働かせて、課題を追求していくような問題解決的な学習や体験的な学習を推進します。	学校教育課
21	新規 中高生の居場所づくり	児童館の開館時間の延長により、部活動や塾の合間の時間を利用して、学校や家庭とは違った居場所を中学・高校生に提供し、余暇活動や、同世代との出会いや交流したりする機会をつくれます。	子育て支援課
22	新規 青少年ボランティアの育成	児童館の事業に参加したり遊びに来たりしている中学・高校生などに、行事への協力をしてもらったり出番をつくったりすることで、サブリーダーとして育成していきます。	子育て支援課

第2節 子育て家庭が支え合うまちづくり

(1) 子どもを産み育てる家庭のための支援

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展に伴って、子育ての仲間がいなかったり、子育てへの協力者が少なかったりするという事態が起こってきています。他方、隣近所との関係が薄れるなど子育て家庭の孤立化も進んできています。

そのため、子育てに伴う不安や悩みなどを相談する相手が少なく、また子育ての経験のある人たちとの交流も少ないためアドバイスをもらいにくいという現状があります。

そこで、こういった問題を解消するために、妊娠から出産・子育てまでにわたってそれぞれの時期における学習機会や情報の提供、相談窓口や保健医療体制の整備、さらに子育てをする親同士の交流や乳幼児とのふれあいの場を提供していくこと等が求められています。

また、子育てを支援する人材を育成するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減にも努めていく必要があります。特に経済的負担の軽減については、アンケート調査の自由回答設問に「3人目がほしいが経済的に苦しい」(「就学前児童調査」)という記入があるなど、夫婦が欲しいと思う人数の子どもをもてない理由の1つであると言われており、経済的支援や医療費助成が大切になっています。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 経済的支援と医療費助成の充実

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種助成制度や手当など経済的支援を実施していきます。

	おもな施策	内 容	主管課
23	就園奨励事業の推進	幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者並びに保護者に対する助成事業を推進します。	教育総務課
24	こども医療費支給事業の推進	子どもたちの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減のため、こども医療費の助成対象の拡大を推進します。	子育て支援課
25	妊婦健康診査助成事業の推進	妊娠・出産に関する経済的不安を軽減するため、妊婦健康診査に関する費用の一部を助成し、安心して出産にのぞめる環境づくりに努めます。	健康増進センター
26	保育料等の適正負担の推進	保育の質の維持・向上を図るため、保育料及び放課後児童クラブ保護者負担金の適正化を推進します。	子育て支援課
27	保護者の教育費の負担軽減の充実	保護者の教育費の負担を軽減できるよう努めます。	学校教育課
28	要保護および準要保護児童生徒への援助費等の支給	要保護、準要保護の児童生徒への援助費や就学時の支度金の支給を行っていきます。	学校教育課
29	障害児への経済的支援の推進	障害のある児童を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るため、諸手当や医療費などの助成事業を推進します。	障害福祉課

その他の施策：児童手当(子ども手当)支給事業、母子・寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童扶養手当支給事業、入院助産事業

〔施策の方向〕 母子保健体制の整備・充実

子どもの健やかな成長を願うとき、子どもと母親が心身ともに健康であることが大切ですが、近年では、育児に自信のない保護者や地域で孤立する保護者が増えていることから、育児・子育て支援の観点からの母子保健支援体制の整備・充実を図っていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
30	妊婦の健康づくり事業の推進	妊娠初期に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、母体や胎児の健康確保を図ります。「妊婦健康診査」については、検査項目等の充実を図るよう努めていきます。また、「両親学級」等では、妊娠・出産・育児に関わる正しい知識や情報の提供に努め、あわせて親同士の仲間作りを支援していきます。	健康増進センター
31	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健康状態の確認、疾病の早期発見および健康保持と増進を図るため、乳幼児健康診査(4 か月・12 か月・1 歳 6 か月・3 歳)の充実と受診率の向上を図ります。また、健診後も必要に応じて、二次健診や二次相談の機会を通じて継続的にフォローしていきます。	健康増進センター
32	母子保健相談事業の推進	乳幼児の正常な発育・発達が促されるように、各種保健相談や電話相談をはじめ、育てにくい子や発達がゆっくりな子への育児・保健相談の場の充実を図り、推進していきます。	健康増進センター
33	母子保健教育事業の推進	子どもの発達や育児などに関して、必要な知識や情報を提供し、仲間づくりを支援していきます。また、「親子サロン」「わんぱく教室」「ゆったり子育て談話室」等では、母子の心身の健康状態を把握しながら育児支援をしていきます。	健康増進センター

34	母子保健家庭訪問事業 の推進	健康や育児などに対する不安の軽減や心身の健康の保持増進を図るため、新生児訪問、養育医療対象者への訪問をはじめ、その他必要な場合には随時保健師が家庭訪問を実施します。また、乳児家庭全戸訪問では、生後4か月までの乳児のいる全世帯を母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報を提供するなどして子育ての孤立化を防いでいきます。	健康増進 センター
35	食育の推進	食の問題は子どもの将来の健康に大きく影響することから、「食」への関心を高め、正しい知識と情報を習得し生活に活かせるように家庭や保育所、学校などで子どもの発達段階に応じた食育の取り組みを推進します。また、食の安全や地産地消、食文化の伝承等を念頭に置いた食育ができるよう推進していきます。	学校教育課 子育て 支援課 健康増進 センター
36	歯科保健事業の推進	妊婦、乳幼児、児童などのそれぞれ適切な時期に、歯科健診やブラッシング指導、歯科衛生教育を実施し、歯の健康を確保できるように支援します。	健康増進 センター
37	学校保健会事業の推進	学校における児童生徒の保健の向上と健康教育を推進するために、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事部会、養護部会および関係機関との協力などによる調査、研究活動などを支援します。	学校教育課
38	思春期保健対策の推進	思春期は子どもが大人へ成長する大切な時期であり、生命を尊重し、心と体に関する正しい知識や情報を習得できるよう支援していきます。また、関係機関連携のもとに、思春期の心の健康相談、喫煙、飲酒、薬物依存、望まない妊娠、性感染症等に関する保健対策を推進していきます。	学校教育課 健康増進 センター

39	予防接種事業の推進	三種混合、麻疹風疹、ポリオ、BCG などの各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染性の疾病から守るため接種率の維持・向上を図ります。	健康増進センター
40	母子保健推進員育成事業の推進	子育て経験を持ち、地域に精通した、子育て支援に関心のある母子保健推進員と保健師が連携して、地域での子育て支援を推進していきます。	健康増進センター

〔施策の方向〕 子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供の充実

親たちに「精神的ゆとり」を持って子育てを楽しんでもらうために、母親・父親それぞれが子育てに関する確かな知識と技術を身に付けるための学習の機会を充実させるように努めます。

また、核家族化や地域での孤立化などにより孤立感や不安感を抱いている親たちが、気軽に相談できる体制の整備にも努めます。

さらに、地域に根ざした活動をしている子育てサークルなどに情報交換や交流の場の提供などを行い、積極的な活動の支援に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
41	子育て・家庭教育学習支援の推進	子育て学習支援、家庭教育講演会など子育て・家庭教育学習の支援を身近な地域で開催します。また、父親の参加の機会を推進します。	公民館 市民交流センター
42	地域子育てサークルの育成事業の推進	子育てサークルに職員を派遣して遊びの指導や行事の支援を実施します。また、サークル同士の情報交換会を開催したり、子育て中の保護者にサークルの情報提供やサークル紹介などを進め、サークルの支援に努めます。	子育て支援課
43	地域子育て支援センター（各保育所（園））事業の推進	核家族化した在宅での子育ての支援や地域子育ての推進を目的に、各保育所（園）で実施している地域子育て支援センター事業の中で、「あそぼう会」・「園庭開放」・「育児相談」・「育児講座」を推進していきます。	子育て支援課
44	急病・救急医療の情報提供等の充実	東入間医師会の協力のもと、小児時間外救急診療を継続するとともに、地域の医療機関や休日・夜間の救急医療機関についてのわかりやすい情報提供に努めます。	健康増進センター
45	世代間交流事業の推進	お年寄りを招いてのお手玉や昔話の伝承等や高齢者施設などの訪問により、地域のお年寄りとの交流を推進します。	子育て支援課 ふじみ野交流センター

その他の施策：子育てパンフレットの作成・配布、子育て相談担当者の研修事業の推進、プレイヘルパー（保育サポーター）養成講座の開催

(2) 就労と子育ての支援

【現状と課題】

現在、働いている女性の数は大幅に増加しており、とりわけ既婚者の就労、子育て世代の就労の意欲は大変高くなっています。しかし、現実には出産・子育ての時期に女性が働くことはなかなか難しい状況となっています。

他方、本来子育ては男女がともに行うべきもので、女性のみには責任負担がかかるべきものではありません。男女が積極的に子育てに参画し、ともに働きながら子育ても楽しく行っていくことが大切です。

そこで、働いている男女が安心して仕事と子育ての両立をできる環境を整えるために、多様な就労形態やライフスタイルに対応する保育サービスを提供していくことが必要不可欠です。

また、望ましい子育て意識に変えていくためには、企業の協力・努力も忘れてはなりません。企業も、子育てをしやすい労働条件をつくりだすことが“社会的責任”であるという認識を深め、男女ともに仕事と育児を両立することができるように図っていくことが大切です。行政としても、育児休業制度やその取得等についての企業への啓発活動を実施し、「子育て支援社会」の構築に努めることが重要になります。

平成19年12月に「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、その中で、今後地域社会全体の運動として働き方の見直しを進め、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの1つとして「仕事と生活の調和の実現」をめざしていくことがうたわれています。同憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとしています。後期計画期間においては、仕事と、育児のみならず家事全般、さらには地域活動といった生活全般の両立をめざしたさまざまな取り組みをいっそう進めていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 保育の弾力的運営と保育サービスの充実

核家族化や女性の就労形態の変化などともなって多様化した保育ニーズに応えるため、病後児保育の検討、保育所（園）・放課後児童クラブのいっそうの充実など、保育の弾力的運営と保育サービスの充実を図っていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
46	リフレッシュ事業の 推進	保護者の就労や病気に加え、リフレッシュのための一時預かり事業を推進します。	子育て 支援課
47	病児・病後児保育事業 の検討	ファミリーサポートセンター事業の中で の対応のほか、医療機関の専用スペースで の保育や家庭保育室での実施について検討 を進めます。	子育て 支援課
48	休日保育事業の検討	日曜日の保育事業について、保育所（園） や家庭保育室における実施の検討を行います。	子育て 支援課
49	放課後児童クラブの 運営の充実	夏休みなど学校が長期休業中の期間だけ の受け入れや開室時間の延長など、保育ニ ーズに即した運営形態の検討を進めます。	子育て 支援課
50	障害児保育の推進	「ともに生きる」ことを基本とした障害 児保育を推進します。	子育て 支援課
51	保育所（園）の整備の 推進	待機児童の解消を図るため、引き続き、 施設整備を推進します。	子育て 支援課
52	放課後児童クラブの 整備の推進	待機児童の解消を図るため、引き続き、 施設整備を進めるとともに、71人以上の 大規模クラブの解消にも努めていきます。	子育て 支援課
53	ファミリーサポート センター事業の推進	子育ての手助けをしたい人と手助けの必 要な人が会員となって地域で互いに助け合 っていくことを目的とし、引き続き利用者 ニーズに即した事業内容の充実に努めま す。	子育て 支援課

その他の施策：保育情報提供の推進、家庭保育室と保育所（園）との連携の推進

〔施策の方向〕 男女とも就労できる環境の整備

男女ともに仕事と育児を両立していくことができるようにするために、「ワーク・ライフ・バランス」の概念や育児休業制度の趣旨・内容の周知徹底などを図り、「子育てしやすい社会・職場環境づくり」のための啓発事業等を進めていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
54	新規 ワーク・ライフ・ バランスの啓発の推進	仕事と子育ても含めた生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及・啓発に努め、子育てしやすい社会・職場環境づくりを推進します。	協働推進課
55	改正育児休業法等の 意識啓発の推進	子育てへの男女の共同参画について民間企業などへの意識啓発をし、母性の保護や男性の育児休業、子育てのための休暇が取得しやすい社会環境づくりを推進します。	協働推進課
56	再雇用の支援促進の 検討	国や県、近隣市町と連携し、離職した人の再就職や再就職のためのセミナー、技術講習会の実施などの支援策を検討します。	産業振興課

その他の施策：子育てに関する就労相談体制の整備、幼稚園での延長保育の推進

(3) 支援を必要とする家庭のための支援

【現状と課題】

ひとり親家庭、障害のある子どもを育てる家庭、外国籍の子どものいる家庭などに対して、「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」を持って公平なサービスを受けられるような支援を進めていくことが必要です。

具体的には、障害のある子どもも、障害のない子どもと同じように生活を送れることをめざします。しかしながら、実際には障害のある子どもの保護者の子育ては、障害のない子どもの子育てよりはさまざまな点で困難がともなう部分があるものです。また、障害の程度も個人個人で異なっており、きめ細やかな支援が必要です。ひとり親家庭については、市を実施主体とするひとり親施策や相談体制の整備を推進する観点からの母子自立支援員の配置の方向性の検討などが重要になります。

外国籍・国際結婚の子どもを育てる家庭への支援に関しては、国籍にとらわれず、言葉や生活習慣といった文化の異なっている人たちも、地域の中に溶け込み受け入れられるような生活環境の整備が大切です。子どもたちが幼い頃から外国籍の人たちとの交流を持てるように図り、人種などの差別意識の無い子どもを育てるための支援に努めていきます。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 ひとり親家庭などへの支援の充実

ひとり親でも安心して生活できるように、個々の家庭の状況に応じて社会的支援体制の充実を図っていきます。

また、その他の援助が必要な家庭・家族についても、さまざまな支援を図っていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
57	新規 ひとり親家庭への 生活支援の充実	母子家庭に対し就労支援をはじめとした自立支援事業を継続するとともに、父子家庭を含めたひとり親家庭に対して生活全般に関する相談業務の充実を図っていきます。	子育て 支援課

その他の施策：里親制度の広報、ショートステイの検討

〔施策の方向〕 障害のある子どもを育てる家庭への支援の充実

障害のある子どもの子育てをしている親への訪問、電話での相談や指導、グループ指導や養育相談を活用し、養育が適切に行えるよう支援します。また、医療機関や療育機関と密接な連携をとりながら、発達過程における訓練指導などのカリキュラムや将来のことについてもアフターケアを整え、子育てに余裕が持てるように支援を充実させていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
58	療育相談事業の推進	子育て相談をはじめ、発達の遅れや障害のある乳幼児の個別相談・発達検査を実施し、言語・機能訓練・訪問指導などの個別支援とともに、グループ指導・巡回相談など集団指導の充実を図ります。	みずほ学園 障害福祉課
59	障害児在宅支援制度の 充実と推進	障害児のための自立支援介護給付(ホームヘルプ、ショートステイ、児童デイサービス)を推進するとともに、地域生活支援事業(日中一時預り、移動支援など)や生活サポート事業と組み合わせ、障害児の在宅支援の充実を図ります。	障害福祉課
60	障害児等のデイ サービス事業の推進	障害児や発達の遅れのある乳幼児に早期から機能訓練・親子指導・個別および集団指導を実施し、心身の発達を促していきます。	みずほ学園
61	障害児保育の内容の 充実と保育所(園)・ 幼稚園との連携	障害児の専門療育施設としてあらゆる障害の子どもたちを受け止め、個別・集団指導を行います。障害のない児童との交流保育に取り組み相互の育ち合いを図るため、保育所(園)・幼稚園との交流を行います。また、保育所(園)・幼稚園とみずほ学園との併用通園を推進します。	みずほ学園
62	障害や発達の遅れの ある児童の相談の充実	発達の遅れ、適応障害、親子関係、非行など多様な問題に対応する児童相談体制の充実を図り、専門的な支援を必要とする児童・家庭への援護を推進します。	障害福祉課

その他の施策：障害児の幼稚園への入園に対する支援の推進、障害児
の放課後児童クラブへの受け入れの推進

〔施策の方向〕 外国籍・国際結婚の子どもを育てる家庭への支援の充実

国籍にとらわれず、言葉や生活習慣といった文化の異なっている人たちも、地域の中に溶け込み受け入れられるような生活環境整備に努めます。また、人種などの差別意識の無い子どもを育てるための支援に努めていきます。

	おもな施策	内 容	主管課
63	外国籍市民への情報 提供の充実	ホームページで、子どもに関する情報を含めた生活ガイドを6カ国語により提供することで、外国籍市民の日常生活を支援します。	協働推進課
64	外国籍市民相談事業の 実施	市役所の手続きや子育て、病気、生活習慣など日常生活に関する相談事業を実施します。	市民相談室
65	外国籍市民の交流事業 の推進	国際交流フォーラムやサロンを通じ、地域に住む住民が国籍にかかわらず交流できる機会を提供します。	協働推進課 生涯学習課 公民館

第3節 子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

(1) 次代に向けた新しい子育ての意識づくり

【現状と課題】

近年、経済、産業構造の変化、女性の就労や社会参加の進展、結婚や子育てなど生き方に関する価値観の多様化、性別役割の変化、核家族化の進行などによる家族構成の変化への対応の遅れ等から、家庭や地域社会の子育ち・子育て支援機能が低下し、豊かな“学び”の機会を奪う結果になっているという課題があります。

子育ち・子育てを地域社会の問題・課題として受け止め、行政と市民とが一体となって新たな地域社会の構築を進めていく必要があります。

アンケート調査の結果をみると、地域社会の行事や組織への参加状況について、「小学生児童調査」の保護者会・PTAで77.2%と参加割合が多いほかは参加割合が最大でも35.3%で、地域のボランティア活動（「就学前児童調査」）では6.6%となるなど、あまり多くはないことが分かります。また、今後の参加希望については、「希望」が14%から30%までの間となっています。

就学前児童調査

	保護者会・PTA N=1358				地域のボランティア活動 N=1358				自治会の活動 N=1358				地域で活動するサークル N=1358			
	参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
はい	480	35.3	337	24.8	90	6.6	408	30.0	232	17.1	284	20.9	169	12.4	401	29.5
いいえ	565	41.6	532	39.2	852	62.7	697	51.3	730	53.8	755	55.6	783	57.7	673	49.6
不明・無回答	313	23.0	489	36.0	416	30.6	253	18.6	396	29.2	319	23.5	406	29.9	284	20.9

小学生児童調査

	保護者会・PTA N=877				地域のボランティア活動 N=877				自治会の活動 N=877				地域で活動するサークル N=877			
	参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望		参加の有無		参加希望	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
はい	677	77.2	123	14.0	150	17.1	241	27.5	301	34.3	133	15.2	102	11.6	194	22.1
いいえ	116	13.2	114	13.0	485	55.3	322	36.7	384	43.8	318	36.3	533	60.8	377	43.0
不明・無回答	84	9.6	640	73.0	242	27.6	314	35.8	192	21.9	426	48.6	242	27.6	306	34.9

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 男女共同参画社会の推進

男女がともにお互いを尊重し支え合いながら良きパートナーとして生活できる社会の形成を進めます。特に、男性の育児や家事への参加の促進のため、男女共同参画意識の高揚を図ります。また、子どもの頃からの男女平等教育などを推進し、若者が男女平等観に基づいた人生設計を描けるように男女共同参画社会づくりを推進していきます。

	おもな施策	内 容	主管課
66	男女共同参画に関する啓発事業の推進	男性は仕事、女性は家事・育児を担わなければならないという固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、家事・育児全般にわたり男女が協力できるように、働き方の見直しを含めた男女共同参画の意識啓発を行っています。特に、男性の子育て・家事への積極的な参画やボランティア・地域活動を支援するための意識啓発を行います。	協働推進課

その他の施策：市主催の講演会等における保育の実施

〔施策の方向〕 子育ての地域化に向けたふれあいネットワークの整備

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の人々が手を携えて家庭と地域が力を合わせて子育てをしていくサポートシステムとネットワークを強化し、新たな地域社会の構築を推進します。

	おもな施策	内 容	主管課
67	子育てに関する広報 活動事業の充実	広報紙、ホームページ、市民便利帳などを活用し、子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく提供していきます。特に、市ホームページ「どっと！ふじみし」の子育て情報の充実に努めます。	秘書広報課
68	子育て情報誌の発行	子育てをひとりで悩まない仕組みづくりの一環として、子育て情報を一元的に網羅したガイドブックや地域の子育て支援情報マップなどを継続的に発行していくとともに、情報を必要としている人に確実に提供できるよう努めます。	子育て 支援課

(2) 子どもと大人のパートナーシップ型学校・学習環境づくり

【現状と課題】

少子化・核家族化の進行や共働き家庭の増加などの生活環境の変化によって、子ども同士だけでなく親と子、祖父母と孫などの「世代間交流」が減少しています。このことも、さまざまな個性を持つ人がいるということの認識、ひとを思いやり尊重する心、生き物や自然を慈しむ心などが希薄化し、子どもたちが本来持っている自ら“生きて育っていく力”が弱まってきていることの主たる原因の1つであると考えられます。

このようなことから、子どもたちの教育、特に乳幼児期の教育を見直し、子ども同士ばかりでなく子どもと大人との交流も大切にしていくために、社会資源の活用や保育・教育関係者の研修の充実などに総合的に取り組み、推進・促進していくことが重要です。

また、全国的に凶悪な事件、悲惨な事故等が起きている中、地域の安全確保が大きな課題となっています。街なかや学校、幼稚園、保育所(園)等の安全の強化、通学路その他の交通安全のいっそうの向上などが必要です。住民の協力のもと地域の安全を向上させていくことは、地域における子育てを支援していくという観点からも期待されることです。「子育て関係団体ヒアリング」の中でも、「不審者対策や街路灯整備」を望む声などがみられます。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 幼児教育・学校教育振興事業の推進

幼児教育や小中学校などの教育の充実のための基盤整備と振興を図り、次世代を担う子どもたち一人ひとりの可能性や個性を伸ばして、心豊かにたくましく生きる力を育む教育を推進します。

	おもな施策	内 容	主管課
69	幼・保・小・中学校・特別支援学校の交流と連携の推進	幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、特別支援学校の保護者、教職員などの連携を図るとともに、子どもたちの交流活動を推進します。	学校教育課
70	子ども同士のふれあい事業の推進	幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、特別支援学校の子ども同士のふれあいを通して、子どもたちに豊かな心を育てます。	学校教育課
71	「ノーマライゼーション」の普及の推進	障害や障害のある人に対する理解を深め、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校において障害のある子どもと障害のない子どもとがふれあえる場の充実に努めます。	学校教育課

その他の施策：保育と教育の研修事業の推進

〔施策の方向〕 子どもが安心して通園・通学できるシステムの充実

いじめ、差別や不登校等への対応として、当事者の早期発見・カウンセリングを含めたプログラムの構築を行い、さまざまな人との交流から人権を尊重する心や道徳心を培っていく体制の確立・充実に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
72	いじめ・不登校対策 の推進	いじめや不登校等に悩む児童生徒への対応策として、専任教育相談員による相談の充実に努めるとともに、適応指導教室『あすなる』では、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充などによって学校復帰を支援し、社会的自立が図れるよう努めます。	教育相談 研究室
73	防犯体制の整備・推進	子どもの安全を確保するため、東入間警察署や各町会の協力を得ながら、地域パトロールを継続的に実施できる推進体制を支援します。また、保育所（園）や学校での定期的な防犯訓練の実施のほか、各学校ではPTAや地域住民（スクールガード）と連携してのパトロール活動や防犯ブザーをはじめとした防犯グッズの有効活用などにより総合的な防犯体制の推進を図ります。	子育て 支援課 学校教育課 安心安全課

(3) 子どもの育成のための地域づくり

【現状と課題】

子どもたちが元気にいきいきと遊んだり、学んだりする姿には充実感や満足感を覚えるものです。一人ひとりの子どもの可能性や個性が大きくふくらみ実を結ぶように、心身ともに健康な子どもに成長できるよう支援する多様な事業の推進を図る必要があります。

地域における青少年相談員や青少年育成推進員、青少年育成市民会議等の活動を効果的に支援する施策の推進が重要となります。また、子ども・青少年活動を支援するボランティアを育成したりその学習機会を提供したり、ネットワーク化を促進するような施策も必要となります。

また、子どもたちにとって、地域のさまざまな人との交流は人と人との交わり方や生活習慣などの生き方に関わる知恵を伝えるものであるとともに、「思いやりの心」や「福祉の心」を育むためにも重要です。他方、高齢者や定年退職等で“地域に戻ってきた”いわゆる「団塊の世代」の人たちなどの中には、まだまだ体力があり、仕事等を通じて培ってきた知識やノウハウなどを自らの住む地域のために活かしていきたいという意欲を持っている人がたくさんいます。そうした人たちを、子どもたちとの「世代間交流」を取り入れながら地域における子育て支援の活動にうまく登用していくことが大切になります。

さらに、子どもの生活にはゆとりとうるおいが必要であるため、さまざまな文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興・推進に努めていくことも大切です。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 子どもの健全育成の充実

かけがえのないすべての子どものために、児童館の開設や公民館などの活動拠点とボランティア活動の内容の拡大・充実により、子ども同士のふれあいがより活発になってその中から自主性と協調性を学び、心身ともに健やかな子育てをすることができるような支援を進めます。

	おもな施策	内 容	主管課
74	子ども・青少年活動 支援者の育成の推進	子ども・青少年活動を支援するボランティアの育成と向上のための学習機会提供や組織化を推進します。	公民館 鶴瀬西交流 センター
75	青少年相談員活動 事業の推進	埼玉県知事委嘱の青少年相談員が、地域の子どもたちのよき友、よき理解者として健やかな成長を助けるためのさまざまなボランティア活動を展開しており、市は今後とも、団体の自主性を尊重しながら活動のための援助を行っていきます。	生涯学習課
76	地域における 子ども・青少年活動 支援者のネット ワークの促進	地域における子ども・青少年活動支援者のネットワークを促進し、支援者同士の情報交換や活動の充実に向けた学習機会の拡充に努めます。	公民館
77	教育相談事業の推進	最近の社会の急激な変化が子どもたちの教育環境や意識に大きな影響をもたらし、特に不登校、いじめ、非行、学習障害(LD) / 注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの相談が増え、また深刻化、重度化する傾向にあるため、より充実した教育相談を進めていきます。	教育相談 研究室
78	子ども会育成会への 支援	地域で子どもを育む取り組みを行っている子ども会育成会および同連合会の活動を支援していきます。	生涯学習課

79	青少年育成推進員 への支援	市内小学校区から2名ずつ選出され、地域パトロールや他の青少年活動団体との連携などを行っている青少年育成推進員の活動を、今後とも支援していきます。	生涯学習課
80	青少年育成市民会議 への支援	次代を担う青少年が心豊かに成長することを願い、さまざまな青少年健全育成事業に取り組んでいる青少年育成市民会議の活動が、円滑・効果的に進められるよう支援していきます。	生涯学習課

その他の施策：夏・冬・春休み事業の推進

〔施策の方向〕 地域活動の促進

地域のさまざまな人との交流は、人と人との交わり方や生活習慣などの生き方に関わる知恵を伝えるとともに「思いやりの心」や「福祉の心」を育むためにも重要であることから、豊かな知識と経験を持つ高齢者との交流などさまざまな人との交流を促進し、人と人が支え合う「パートナーシップ型」の地域社会の構築に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
81	『富士見市市民 人材バンク』を 活用した情報提供 の推進	市民相互の「学び合い・助け合い」の趣旨に賛同する個人・団体の情報収集・提供を推進し、人材バンクの活用を希望する市民との仲介・きっかけづくりを進めます。また、その中から特に学校や地域での子どもたちの活動や日常生活の一助となる情報を精選し、提供していきます。	生涯学習課

その他の施策：青少年健全育成団体への「あそびの出前」事業の推進

〔施策の方向〕 文化・スポーツ等各種事業の推進

子どもの生活には、ゆとりとうるおいが必要であることから、ゆとりを楽しみ、充実感のある生活を送れるように、文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興・推進に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
82	文化祭運営事業の推進	市民の文化創造活動を促進し、市民相互の交流を図るため、市民文化祭をはじめとした、子どもを含む市民の文化活動が活発になるよう支援していきます。	生涯学習課
83	図書館の児童向け事業の充実	「おはなし会」や「映画会」の実施のほか、学校や保育所(園)・健康増進センターなどとの連携をいっそう深め、ボランティアとの協働による絵本の読み聞かせや図書館利用紹介など、親子が本と親しむサービスの充実を図ります。	中央図書館
84	図書館の子どもスペースの拡充	児童スペースを利用した「おはなし会」のほか、開架スペースでも季節にあったテーマ展示を行うなど、工夫を継続していきます。	中央図書館
85	新規 ブックスタート事業の推進	12 か月児健診時に、受診する親子に絵本の読み聞かせを行うとともに、「ブックスタートパック」(絵本2冊、おすすめ絵本のリスト等)を配布し、親子が絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	中央図書館
86	新規 読み聞かせ講座の実施	子どもたちが読書に親しめるよう橋渡しをする市民を育成し、その資質を高めるため、子どもに読み聞かせをしている市民を対象に、その意義と実技の向上について学ぶ場を設けます。	中央図書館

その他の施策：各種スポーツ事業の推進、アウトドア事業の推進

(4) 次世代の子どもたちのための環境づくり

【現状と課題】

近年、地球レベルでの温暖化、環境ホルモンの問題、オゾン層の破壊などが大きな問題となっています。また、わが国でも、急激な都市化や近代化などによって急速に自然環境が悪化している現状があります。しかし、本市は、地域によっては田畑が残っているなどで、まだまだ自然が豊かであると言えます。この自然を次世代の子どもたちに残していけるよう、一般市民向けや小中学生を対象とする環境学習等の取り組みを進めるなどし、安心して暮らしていけるよう、「子どもにやさしい」まちづくりや環境づくりをいっそう推進することが大切です。

「第12回市民意識調査」の結果では、“安全で快適な道路の整備”をめざした取り組みに関する満足度として、「やや不満」「不満」「非常に不満」と回答した61.7%の人のうち、54.4%がその理由として「歩道が狭い」「歩道が少ない」ことを挙げています。歩道の問題だけに限らず、親子連れが外出しやすい道路、まちは、高齢者や病気・障害のある人などすべての人にとって外出・生活しやすいまちでもあるため、「ユニバーサルデザイン」の観点に立ったまちづくり・環境づくりを進めていくことが必要です。

また、「子育て関係団体ヒアリング」では、「児童館が少なく、子どもの居場所が少ない。既存の公共施設を活用して居場所づくりができないか。」など、学校の校庭の放課後における開放の充実・拡大などを求める声が寄せられており、取り組みをいっそう推進していくことが重要です。

【具体的な取り組み】

〔施策の方向〕 地球環境の保全

次代をになう子どもたちに引き継ぐ自然環境を保全するため、環境問題についての意識啓発や環境学習等を推進し、安全に、健やかに暮らせるまちの整備を進めます。

	おもな施策	内 容	主管課
87	ごみ減量・資源化 啓発事業の推進	環境保全のため、家庭などからの排出物を再利用することにより、減量化・資源化を徹底することを啓発していきます。	環境課
88	環境学習推進事業 の充実	一般市民向けの環境学習を推進するため、市職員による出前講座などの開催や公民館などが開催する環境関連講座への協力等を行います。	環境課
89	環境教育の推進	小中学生を対象とした環境教育を推進するため、小中学校における環境学習への協力や環境省などが主催する「こどもエコクラブ」へのコーディネートなどを行います。	環境課
90	緑地保全基金条例 の推進	緑の募金活動などを通じて、緑地保全基金の充実・活用を図り、緑地保全に努めます。	まちづくり 推進課

〔施策の方向〕 安心安全なまちづくりの推進

子どもたちがのびのびと安心安全に生活できるまちづくりの推進に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
91	幹線道路の整備	幹線道路の整備を計画的に進めることにより、通過交通の生活道路混入を解消し、安心して歩ける道路空間づくりに努めます。	まちづくり 推進課 道路交通課
92	通学路の安全確保	子どもが安全に学校へ通えるように、関係課と連携し、通学路となっている道路の整備を進めます。	学校教育課 道路交通課
93	交通安全教育の推進	交通事故防止のために、交通安全教育を充実させていきます。	学校教育課
94	新規 良好な居住環境の推進	既存の市営や県営の公営住宅を通じて、子育て家庭に良好な居住環境を提供するとともに、多様な世代の共生・交流による地域コミュニティの形成を推進します。	建築指導課
95	住環境の学習の推進	学校の家庭科の授業などで、住居やそれを取り巻いている環境についての学習に努めます。	学校教育課
96	子どもが避難できる家 (110番三角旗) の設置の推進	青少年育成市民会議が取り組む「110番三角旗の設置」事業への支援を推進します。	生涯学習課
97	防犯を基本とした まちづくりの推進	東入間警察署や東入間防犯協会の協力による防犯啓発看板の設置やリーフレットの配布などの啓発活動に加え、防犯活動者への講習会等を実施し、市民協働による地域防犯パトロールを支援・推進します。	安心安全課

98	新規 地域活動を担う次世代の育成	災害や犯罪は年齢に関わりなく被害をもたらすことから、地域住民の一員として、防災・防犯に関する知識や命を守るノウハウを身につけることが重要であるため、地域住民のさまざまな活動に参加しやすい環境をつくり、地域の歴史と課題を理解して将来の地域活動を担う人材の育成を推進します。	安心安全課
99	小中学区の 安全マップの作成の 推進	小・中学区ごとに、通学路や交通の危険な場所などを記入した「安全マップ」の作成を引き続き推進します。	学校教育課
100	ベビーカー等が 安心して通れる まちづくりの推進	妊産婦や乳幼児連れの人をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう歩行空間の確保や歩道等のバリアフリー化に計画的に取り組めます。	道路交通課

その他の施策：市内循環バスの充実

〔施策の方向〕 公共施設・遊び場の整備と利用促進

子どもたちが地域でのびのびと遊び、生活できるように、さまざまな公共施設や遊び場の整備とその利用促進に努めます。

	おもな施策	内 容	主管課
101	子育てマップ作成 の推進	子どもたちが遊べる施設や場所、サークルの拠点などの情報を掲載した「子育てマップ」の作成・配布を推進します。	子育て 支援課
102	小学校の施設開放 ・活用	子どもたちの活動場所や遊び場として、引き続き小学校の校庭や施設の開放に努めます。	学校教育課
103	子どもの公共施設利用 の拡充	放課後や学校休業日の子どもの居場所づくりとして、既存公共施設のフリースペースなどの活用に努めます。	市民交流 センター 公民館 中央図書館

第

5

章

計画の目標

1 計画の目標

後期行動計画では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進するため、計画全体と「基本目標」別にそれぞれ具体的な目標値を設定し、毎年度点検・評価を行い成果や課題を把握することで施策実施における実効性を高めるとともに、施策の改善につなげていきます。

(1) 全体指標

指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
出生数	984人(*H20年度)	1,000人
合計特殊出生率	市：1.25(*H20年) 県平均：1.28	県平均以上
世帯あたり子ども数	1.66人	増加
「子育て支援環境の充実」への取り組みに対する満足度 (*「市民意識調査」結果で)	31.5%	増加

(2) 基本目標別指標

《基本目標1》子ども自身の“育ち”を支えるまちづくり

おもな施策名	指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
1 子どもの権利擁護のための啓発と広報の推進【前期重点】	広報での啓発回数	-	1回/年
6 公園等遊べる施設の整備の推進	都市公園数	43か所	45か所
11 子育て支援センターの充実 43 地域子育て支援センター(各保育所(園))事業の推進【前期重点】	地域子育て支援拠点事業実施施設数〔目標事業量〕	5か所	6か所

おもな施策名	指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
13 放課後児童クラブの施設開放の実施【前期重点】	施設開放数	-	5か所
19 地域子ども教室事業の推進【前期重点】	開催小学校区数	8か所 (* H20年度)	11か所
21 中高生の居場所づくり	児童館の夜間開館	試行的開館	定期的開館

《基本目標2》子育て家庭が支え合うまちづくり

おもな施策名	指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
基本目標共通	「保育サービスなどの充実」の取り組みに対する満足度(* 「市民意識調査」結果で)	27.1%	増加
基本目標共通	子育てについて気軽に相談できる人がいる保護者の割合(* アンケート調査結果で)	就学前児童：92.0% 小学生：89.2%	増加
24 こども医療費支給事業の推進	助成対象	通院：小学校就学前 入院：小学校修了前	助成対象の拡大
31 乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査の受診率	4か月児健診：97.8% 12か月児健診：94.2% 1歳6か月児健診：92.7% 3歳児健診：90.0% (* H20年)	増加
34 母子保健家庭訪問事業の推進	乳児家庭全戸訪問実施率	79.1% (* H20年度)	増加
43 地域子育て支援センター(各保育所(園))事業の推進	利用率 (* アンケート調査結果で)	9.9% (* H20年度)	増加

おもな施策名	指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
44 急病・救急医療の情報提供等の充実	「医療サービス体制の充実」への取り組みに対する満足度(*「市民意識調査」結果で)	33.7%	増加
46 リフレッシュ事業の推進【前期重点】	一時預かり事業実施施設数〔目標事業量〕	8 か所	10 か所
46 リフレッシュ事業の推進【前期重点】	特定保育事業実施施設数〔目標事業量〕	7 か所 87 人	10 か所 97 人
47 病児・病後児保育事業の検討	病児・病後児保育事業実施施設数〔目標事業量〕	-	1 か所 240 日開設
48 休日保育事業の検討	休日保育事業実施施設数〔目標事業量〕	-	1 か所 25 人
51 保育所(園)の整備の推進【前期重点】	通常保育事業実施施設数〔目標事業量〕	12 か所 1,095 人	14 か所 1,245 人
51 保育所(園)の整備の推進	延長保育事業実施施設数〔目標事業量〕	12 か所 136 人	14 か所 158 人
52 放課後児童クラブの整備の推進【前期重点】	放課後児童健全育成事業実施施設数〔目標事業量〕	11 か所 752 人 (* H21 年 4 月)	15 か所 843 人
53 ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンター事業実施施設数〔目標事業量〕	1 か所	1 か所
54 ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進	「出産前後に離職した人で仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや職場環境等が整っていたら就労を継続していた」とする回答の割合(*アンケート調査結果で)	40.3%	増加
57 ひとり親家庭への生活支援の充実	自立支援員の配置	-	1 人

《基本目標3》子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

おもな施策名	指標	現状(H21年度)	目標(H26年度)
基本目標共通	「安全で快適な道路の整備」への取り組みに対する満足度(*「市民意識調査」結果で)	32.3%	増加
基本目標共通	地域のボランティア活動への保護者の参加率(*アンケート調査結果で)	就学前児童:6.6% 小学生:17.1%	増加
66 男女共同参画に関する啓発事業の推進	「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度(*「市民意識調査」結果で)	21.8%	増加
67 子育てに関する広報活動事業の充実 68 子育て情報誌の発行【前期重点】	子育て支援の情報が少ないと不満に思う割合(*「市民意識調査」結果で)	29.5%	減少
77 教育相談事業の推進【前期重点】	受付件数 教育相談延べ件数	441件 3,785件 (*H20年度)	増加

*【前期重点】とは、前期行動計画で重点施策に位置付けられていた施策です。
また、〔目標事業量〕とは、全国共通で目標設定を行う事業です。

第

6

章

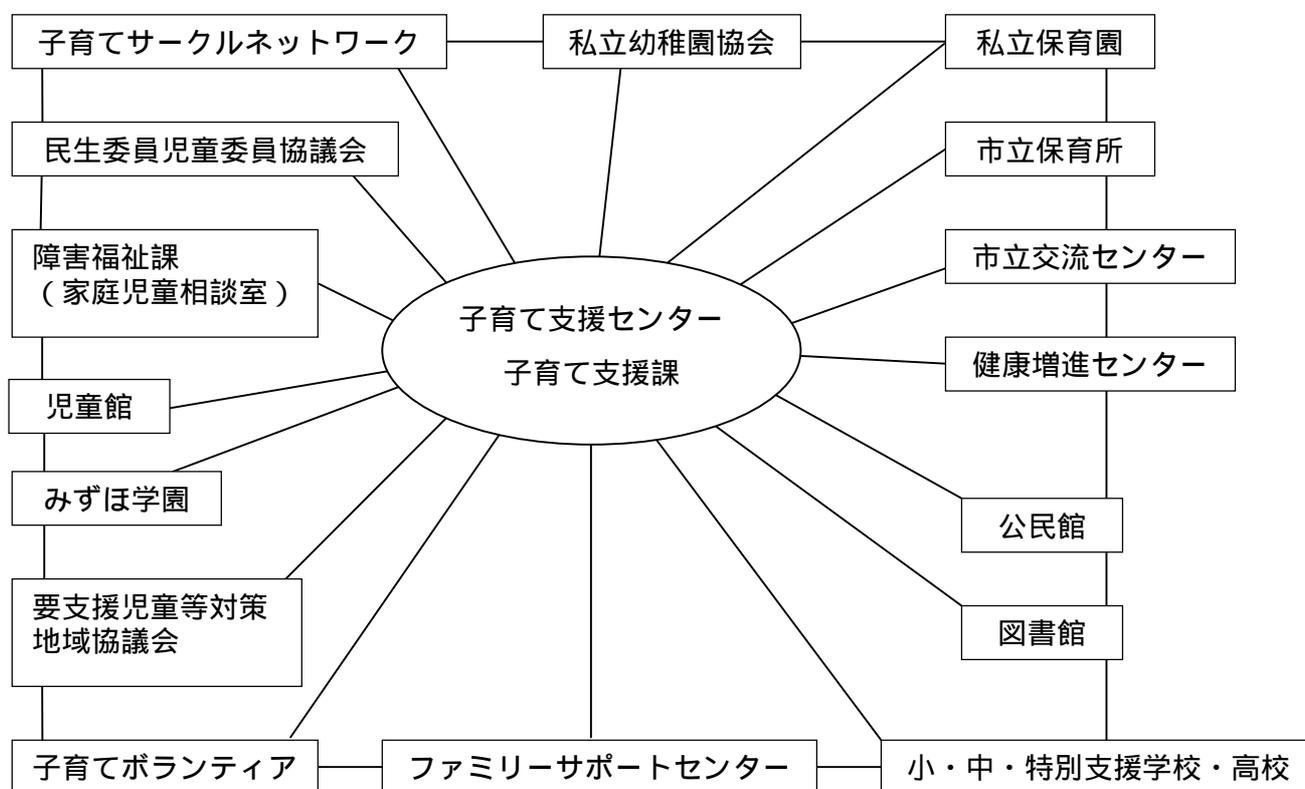
計画の推進

1 計画の推進に向けて（計画推進の体制）

市では、子育て支援事業などを実施する関係機関と団体が互いに連携し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成 20 年 8 月に「富士見市子育て支援ネットワーク」を設置しています。

後期行動計画の推進にあたっては、子育て支援センター・子育て支援課を核としたこのネットワークの体制のいっそうの充実や活動活性化を図りながら、次代の富士見市、ひいては社会をになう子どもたちが健やかに生まれ育つことができる地域社会づくりを進めていきます。

〔次世代育成支援後期行動計画における子育て支援のネットワークイメージ図〕

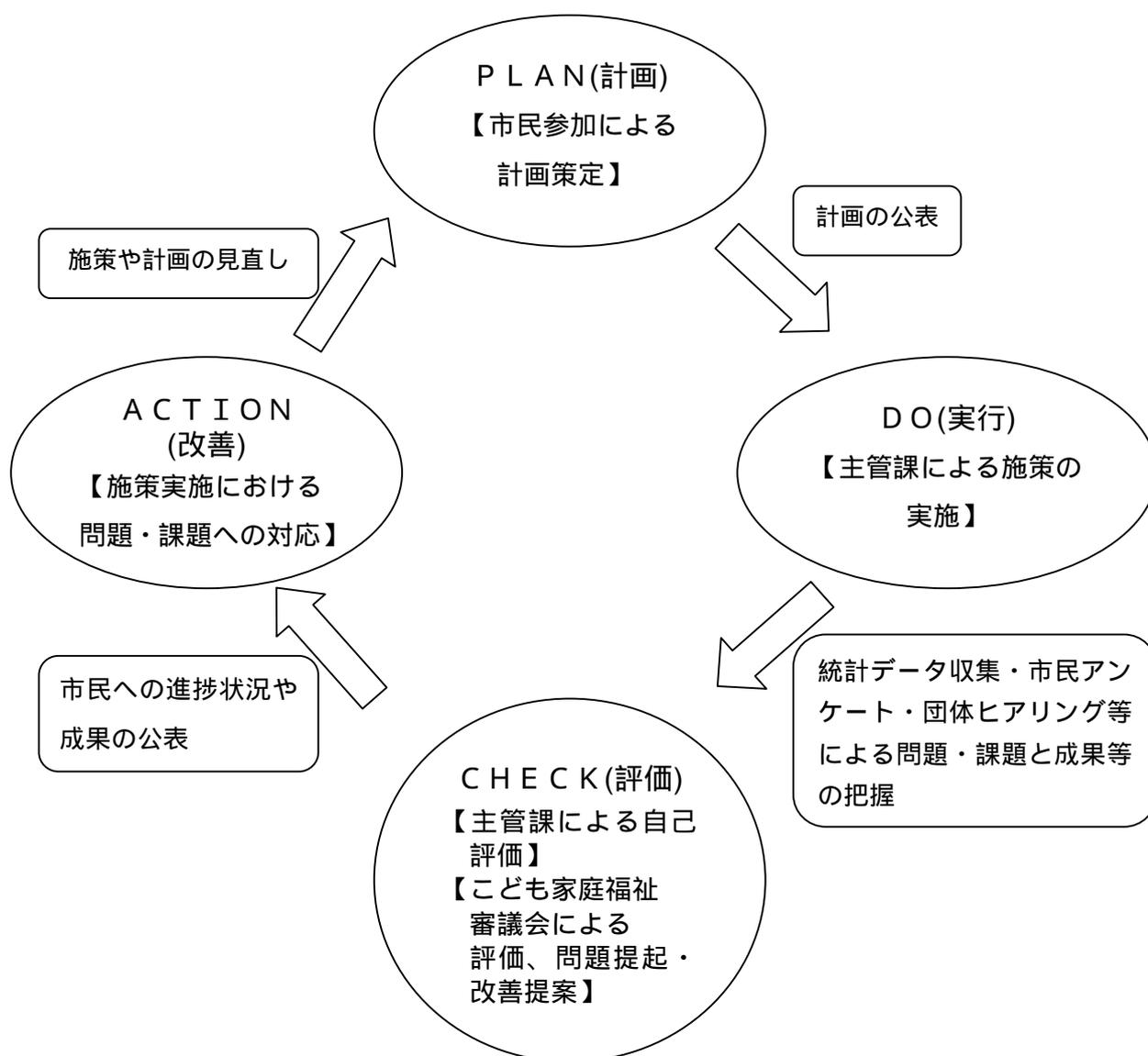


2 計画の評価

後期行動計画では、利用者の視点に立った評価指標を設定しており、統計データの収集、市民アンケート調査や団体ヒアリング等を定期的を実施して施策の達成度や成果の点検を行い、改善につなげることで、「P D C Aサイクル」(計画 実施 評価 改善)の実効性を高めていきます。

また、施策の評価にあたっては、市民や学識経験者、一般企業代表者、関係者から成る「こども家庭福祉審議会」において、計画の進捗状況について定期的に評価・点検を行うとともに、施策に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

〔計画の評価のイメージ図〕



第 7 章

付属資料

1 用語説明

子育てに関する用語をわかりやすくご説明します。

- ・ **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）**

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

- ・ **一時預かり事業**

保護者の疾病、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由により、緊急一時的に保育が困難となった場合に、保育を実施します。

- ・ **特定保育事業**

保護者の就労、職業訓練、通学（趣味的なものは除く）等の理由により、断続的に家庭の保育が困難となる児童を対象に保育を実施します。

- ・ **家庭保育室**

認可外保育施設のうち、市の指定を受けた施設を家庭保育室として位置付け、助成をしています。

- ・ **子育て支援センター**

各保育所（園）における地域子育て支援センター等との連携による子育て支援ネットワークの核となり、子育ての関係機関と連携しながら相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などさまざまな活動を行っています。

- ・ **子育てサロン**

乳幼児を持つ親が子どもと一緒に気軽に集い、子どもを遊ばせながら互いの不安や悩みを語り合っています。情報交換や仲間づくりを行いながら、子育ての孤立感を解消する学習・交流の場です。

- ・ **放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

保護者が仕事等により昼間、家庭が留守になる児童（小学校1～4年生）に遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。一般的には、学童保育といわれています。

- ・ **児童館**

児童館は、児童福祉法第40条により定められている児童福祉施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置されています。

- ・ **ファミリーサポートセンター**

「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」と「手助けを必要としている人（依頼会員）」が会員となって地域の子育てを助け合っていく組織です。